

第 1 編 総 則

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、大規模な地震災害に対処するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、京都府防災会議が作成する計画であって、京都府の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、京都府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めてこれにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、府の地域及び住民の生命、身体、財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立つて災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、府民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、府民自身及び自主防災組織等府民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 1府県だけでは対応することが困難な災害については、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。
- 8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

第3節 計画の目標

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により、災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「京都府戦略的地震防災対策指針」を策定する。

指針では、ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指すこと減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまでの具体的な施策項目を設定する。本指針の実行計画として、「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年所管事項について京都府防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を京都府防災会議に提出するものとする。

第5節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1. 災対法 | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) |
| 2. 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3. 府 | 京都府 |
| 4. 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 5. 市町村防災計画 | 市町村地域防災計画 |
| 6. 本部条例 | 京都府災害対策本部条例（昭和37年条例24号） |
| 7. 本部 | 京都府災害対策本部 |
| 8. 支部 | 京都府災害対策本部の支部 |

第6節 計画の周知徹底

この計画は、京都府防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、市町村等において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともにその機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

第7節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第8節 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村地域防災計画の作成又は修正にあたっては、この計画を参考として作成又は修正するものとし、特にこの計画において計画事項を示すものについては、各市町村でその細部を計画するものとする。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する組織の整備
- (4) 地震防災のための施設の整備
- (5) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (6) 地震情報の収集と伝達
- (7) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (8) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (9) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進
- (10) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (11) 災害の防除と拡大の防止
- (12) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (13) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (14) 水防、その他の応急措置
- (15) 被災企業等に対する融資等の対策
- (16) 被災府営施設の応急対策
- (17) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (18) 災害時における文教対策
- (19) 災害時における公安の維持
- (20) 災害対策要員の動員
- (21) 災害時における交通、輸送の確保
- (22) 被災施設の復旧
- (23) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- (24) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2節 市町村

- (1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する組織の整備

- (4) 地震防災のための施設の整備
- (5) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (6) 地震情報の収集と伝達
- (7) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報
- (8) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (9) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (10) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (11) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (12) 災害の防除と拡大の防止
- (13) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (14) 避難所における良好な生活環境の確保
- (15) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (16) 消防、水防、その他の応急措置
- (17) 被災企業等に対する融資等の対策
- (18) 被災市町村営施設の応急対策
- (19) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (20) 災害時における文教対策
- (21) 災害対策要員等の動員
- (22) 災害時における交通、輸送の確保
- (23) 被災施設の復旧
- (24) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (25) 被災者の援護を図るための措置
- (26) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3節 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関すること
- (2) 他管区警察局との連携に関すること
- (3) 関係機関との協力に関すること
- (4) 情報の収集及び連絡に関すること
- (5) 警察通信の運用に関すること

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

- (1) 救援等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農産物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (3) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援
- (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7 中部近畿産業保安監督部 近畿支部

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導
- (8) 国土交通省管理公共土木施設の復旧に関すること
- (9) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (10) 災害時の海上の流出油に対する防除措置
- (11) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- 11 国土地理院近畿地方測量部
 - (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
 - (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること
- 12 大阪管区气象台（京都地方气象台）
 - (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 13 第八管区海上保安本部
 - (1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保
 - (2) 航路標識等の保全
 - (3) 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- 14 近畿総合通信局
 - (1) 電波及び有線電気通信の監理
 - (2) 非常時における重要通信の確保
 - (3) 非常通信協議会の育成指導
 - (4) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
 - (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
 - (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
 - (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- 15 京都労働局
 - (1) 産業災害予防対策
 - (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
 - (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保
- 16 近畿地方環境事務所
 - (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
 - (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
- 17 近畿中部防衛局
 - (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
 - (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

第4節 自衛隊

（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5節 指定公共機関

- 1 西日本電信電話株式会社（京都支店）
 - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 2 KDD I 株式会社（関西総支社）
 - (1)～(5) (同上)
- 3 株式会社NTTドコモ関西支社
 - (1)～(5) (同上)
- 4 ソフトバンク株式会社
 - (1)～(5) (同上)
- 5 楽天モバイル株式会社
 - (1)～(5) (同上)
- 6 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1)～(5) (同上)
- 7 日本赤十字社（京都府支部）
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - (2) 災害時における被災者の救護保護
 - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
 - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 8 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、福知山支社、大阪支社、金沢支社）
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力
- 9 東海旅客鉄道株式会社（関西支社）
 - (1)～(3) (同上)
- 10 日本貨物鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 11 日本放送協会（京都放送局）
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 12 関西電力株式会社
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧

- 13 関西電力送配電株式会社
 - (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 14 日本銀行（京都支店）
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保
 - (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等
- 15 西日本高速道路株式会社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 16 日本通運株式会社（京都支店）
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 17 福山通運株式会社
 - (1) （同上）
- 18 佐川急便株式会社
 - (1) （同上）
- 19 ヤマト運輸株式会社
 - (1) （同上）
- 20 西濃運輸株式会社
 - (1) （同上）
- 21 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
- 22 岩谷産業株式会社
 - (1) 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急搬送
- 23 アストモスエネルギー株式会社
 - (1) 同上
- 24 株式会社ジャパングスエナジー
 - (1) 同上
- 25 ENEOSグローブ株式会社
 - (1) 同上
- 26 ジクシス株式会社
 - (1) 同上
- 27 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）
 - (1) ガス施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時におけるガス供給
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 28 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）
 - (1) 災害時における郵便物の送達確保
 - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (5) 郵便局の窓口業務の維持

- 29 出光興産株式会社
 - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 30 太陽石油株式会社
 - (1) (同上)
- 31 コスモ石油株式会社
 - (1) (同上)
- 32 JXTGエネルギー株式会社
 - (1) (同上)
- 33 イオン株式会社
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- 34 ユニー株式会社
 - (1) (同上)
- 35 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
 - (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供
- 36 株式会社ローソン
 - (1) (同上)
- 37 株式会社ファミリーマート
 - (1) (同上)
- 38 一般社団法人全国建設業協会
 - (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供
- 39 一般社団法人日本建設業連合会
 - (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
 - (2) 応急復旧工事の実施
 - (3) 資機材等の調達・運搬
 - (4) その他の役務・情報提供
- 40 一般社団法人全国中小建設業協会
 - (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

第6節 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 一般社団法人京都府医師会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物質及び避難者の輸送
 - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 4 株式会社エフエム京都
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 5 関西鉄道協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 6 近畿日本鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 7 京阪電気鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 8 阪急電鉄株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 9 京福電気鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 10 叡山電鉄株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 11 嵯峨野観光鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 12 一般社団法人京都府バス協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 13 一般社団法人京都府トラック協会
 - (1) (同上)
- 14 一般社団法人京都府LPGガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 15 京都府道路公社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 16 公益社団法人京都府看護協会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
 - (2) 避難所における避難者の健康対策
- 17 一般社団法人京都府薬剤師会
 - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 18 一般社団法人京都府歯科医師会
 - (1) 避難所における避難者の健康対策
 - (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 土地改良区

- (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
- (3) 湛水の防排除施設の整備と運用

2 ガス会社

- (1) ガス施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧

3 鉄道・軌道機関

- (1) 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧

4 地下街管理者

- (1) 地下街管理施設の防災管理
- (2) 災害時の応急対策活動
- (3) 地下街利用者の避難誘導

5 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

6 報道機関

- (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

7 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん
- (3) 生産資材等の確保又はあっせん

8 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

9 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

10 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における応急教育対策
- (3) 被災施設の復旧

11 液化石油ガス取扱機関

- (1) 液化石油ガスの防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給

12 京都府石油商業組合組合員給油所

- (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第3章 京都府の地勢の概要

第1節 位置と概況

京都府は、近畿地方の北部（東経136度3分～134度51分、北緯34度42分～35度47分）に位置し、南北140km、東西25～45kmで北西から東南の方向に長くのび、その面積は4,612km²、人口約260万人である。府の地域の大部分は、高さ1,000m未満の山地からなり、平地の面積は非常に少ない。平地の大部分は京都、亀岡及び福知山の盆地であり、その他は山間部を流れる河川の周辺及び海岸の河口付近に幅のせまい平地があるにすぎない。

河川は、河川法の一級河川が305（延長1,637km）、同法の二級河川が89（延長409km）、合計河川数394、延長2,046kmである。（平成28年3月現在）

これらの河川は、合流して淀川となり大阪湾に注ぐものと、北流して日本海に注ぐものとに大別される。

前者に属する主なものは、桂川、宇治川及び木津川であり、大阪府境の大山崎付近で合流し淀川となっている。後者の最も大きなものは由良川で、上林川、土師川、牧川等の支流を合して日本海に注いでいる。

これら太平洋斜面と日本海斜面との分水嶺は、京都市北端の滋賀県境にある三国岳(959m)から佐々里峠、深見峠並びに南丹市胡麻及び観音峠を経て兵庫県境にある三国岳(508m)を結んで北東から南西にのびる嶺線である。この分水嶺を境として、京都府は地理的のみならず気象的にも社会経済的にも南部と北部に性格が分かれている。

第2節 地形、地質及び地盤

第1 地形

府の中央部には丹波高地があつて標高500m以上の山地を形成し、南部地域と北部地域とを分ける分水嶺が東北東から西南西に走っている。

1 山地

南部地域においては、東方、北方、西方に山地が分布する。東方には、比良山地を形成する比叡山等があり、また、音羽山、大峰山、鷲峰山、三ヶ岳等が北北西から南南東に向かって分布する。一方北方の代表的な山は、標高900m前後の三国岳や浅敷ヶ山であり、さらに西方には標高800m弱の深山や剣尾山等がある。

一方北部地域では大部分が山地であるが、この地域の特に南東方には丹波高地が広がっており、標高900m前後の長老ヶ岳や頭巾山などが代表的なものである。また、由良川下流域の左岸側には、丹後山地が西南西から東北東にのびており、ここでの代表的な山は標高800m強の三国山や、三岳山である。さらに、丹後半島や舞鶴市の南方も山地となっている。

2 丘陵及び段丘

南部地域では、丘陵及び段丘が京都盆地の東方と西方に発達している。すなわち、京都市の東山区から伏見区にかけて及び向日市から長岡京市には、新生代の新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に形成された大阪層群の丘陵や洪積層の段丘が広がっている。さらに、京都市北区の南西方向には大阪層群の丘陵があり、また、左京区大原には段丘がみられ、京都市市街地の北方から中央部にかけても段丘となっている。亀岡盆地でも南方から南西方向には、洪積層で形成された丘陵や段丘が分布する。

次に北部地域においては、由良川の中流域から下流域の左右両岸、福知山市夜久野町を流れ同市牧で由良川と合流する牧川の近辺及び丹後半島の竹野川近辺等に段丘がみられる。

3 低 地

(1) 盆地

南部地域には、主として、京都市を中心とする京都盆地及び亀岡市を中心とする亀岡盆地があり、沖積層が広く分布して、水田地帯や市街地が発達している。京都盆地の南方は木津川に沿った沖積平野に続いており、また、南西方向には大山崎町のあい路を経て淀川沿いに大阪平野へと続いている。この盆地には京都市をはじめとして多くの市町がある。また、亀岡盆地は四方を山地に囲まれており、ここを流れる大堰川（桂川）が東方に流下し保津峠を経て京都盆地へ至っている。さらに、京都市東南の山科や、亀岡盆地北東の神吉及び越畑は小さな盆地となっており、ここには沖積層が広がっている。

また、北部地域においては、由良川中流部に福知山盆地がある。これは綾部市から福知山市へ至る東西約15kmの地域を主要部とし、それに、由良川の支流である牧川、土師川、和久川及び犀川などに沿った低い平地を加えたものである。これらの河川沿いに発達した盆地には沖積層が広がり、市街地化したところもある。

(2) 沖積平野

南部地域には、前述した盆地以外には沖積平野はみられないが、北部地域では、いくつかの河川沿いにしは海岸沿いにこれがみられる。すなわち、由良川下流域の福知山市大江町から舞鶴市へ至る左右両岸、野田川の左右両岸、竹野川の左右両岸などと、小河川のある海岸沿いの舞鶴市、宮津市、京丹後市久美浜町などに沖積平野が分布する。

(3) 砂丘

府内の日本海岸は、岬や半島が多く、舞鶴市の成生岬から宮津市までの間は海岸線の屈曲が著しい。これに対して、久美浜湾の東部及び京丹後市網野町の東方の海岸には砂丘が発達している。この砂丘は、背後の花崗岩の山地から流下する河川によって運ばれた大量の土砂と、冬季に日本海を渡って吹寄せる北西風及び日本海の波浪とによって形成されたものである。

4 河川

南部地域の主要な河川は桂川、淀川（宇治川）及び木津川である。京都市の最北部にある大悲山付近にその源を発する桂川は、山地を屈曲して西南西に流れ、殿田で南東方に流向を転じ南丹市八木室河原付近で園部川を合して亀岡盆地を流下する。その後流向を東方へ転じ、保津の峡谷を通過して京都盆地に入り、下鳥羽西方で鴨川を合した後、大山崎町で淀川に合流する。宇治川は、琵琶湖から南流した瀬田川（宇治川）が宇治市付近で北へ転流し、京都市伏見区で西南西へ再度向きを変え、八幡市付近で桂川・木津川と合流する。

また、木津川は三重県の上野盆地から流れ出し、相楽郡南山城村から木津川市を経て北北西へ流れ、八幡市付近で淀川に合流する。上流からの流出土砂が多量に堆積し、笠置町から下流の河床はほぼ石英の粗粒から成っているため、河川水は伏流水となるものがかなり多い。この木津川流域は、風化花崗岩地帯であるため、一般には流出土砂が多く、したがって支川は天井川を形成しているものが多い。

北部地域での代表河川は由良川である。この河川は三国岳に源を発し、丹波高地を西流して福知山市に達する。その後、流向を北方に転じ、さらに福知山市大江付近から北東に向かって日本海に注いでいる。120余という多くの支川を持っていることと、流域が広いということが大きな特徴であり、上下流域とも流路は蛇行している。綾部市付近からようやく低地を流れるので流れはゆるやかになるとともに、福知山市では土師川、牧川等の支川を合して水量は豊かになる。また、舞鶴市では由良川以外に、中小河川が舞鶴湾に注ぎ、さらに宮津湾には野田川などの中小河川が注いでいる。一方丹後半島では、竹野川、川上谷川、宇川、筒川、佐濃谷川等の中小河川がいずれも後背の山地から北流して日本海に注いでいる。

第2 地質

府の地質については、西南日本の内帯に分類され、大別して、丹波地帯、舞鶴地帯、丹後但馬地帯に分けられる。南部地域は丹波地帯に属し、また、北部地域は舞鶴地帯及び丹後但馬地帯に属している。

1 古生界

南部地域の西方から北方にかけて古生層が広く分布して山地を形成し、また、東方の宇治川付近にも分布している。その組成は、主として、砂岩、頁岩、チャートで構成されており、輝緑凝灰岩や石灰岩なども含んでいる。

一方北部地域においては、古生層が南東方から南方の山地を形成しており、南部地域の場合と同じく砂岩、頁岩、チャートから成っている。また、舞鶴市東方から西南西方向に向かって福知山市夜久野町までは、同じく古生層である舞鶴層群が分布する。この地層は、主として、頁岩、粘板岩、礫岩、砂岩から成るものである。

2 中生界

(1) 夜久野複合岩類

古生代二畳紀から中生代三畳紀にかけてへい入した夜久野複合岩類は、舞鶴市の東方、福知山市夜久野町南方に分布するものであり、超塩基性岩、輝緑岩、泥岩、変成岩などから成っている

(2) 夜久野層群

分布地域は福知山市夜久野町中部から同市大江町に至っており、主として、頁岩、砂岩、礫岩などで構成されているものである。

(3) 花崗岩類

南部地域での花崗岩類の分布域は、比叡山の南方や木津川流域付近であり、また、北部地域においては福知山市夜久野町北部、丹後半島に分布している。この花崗岩類は、主として、花崗岩、閃緑岩から成るものであり、部分的には花崗斑岩や石英斑岩のところもある。

3 新生界

(1) 綴喜層群及び北但層群

いずれも新第三紀中新統であり、綴喜層群は綴喜郡宇治田原町の奥山田付近にのみ分布し、その組成は礫岩、砂岩、凝灰岩質泥岩、砂礫岩などで構成されている。また、北但層群の分布域は、丹後半島及び京丹後市峰山町から同市久美浜町の南方であって、その組成は、主として、礫岩、砂岩、溶岩、砕屑岩、流紋岩などである。

(2) 大阪層群及び洪積層

新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に堆積した大阪層群及び第四紀洪積世の洪積層は、京都盆地や亀岡盆地の縁辺の山麓部に丘陵や段丘を形成する。大阪層群の組成は、主として、砂、粘土、礫であって未固結の状態であり、段丘層も砂、礫、粘土等で構成されている。また、北部地域の由良川、牧川、竹野川等の近辺にみられる段丘層の組成も砂、礫、粘土等である。

(3) 沖積層

盆地及び河川沿いの沖積平野に分布する沖積層は、砂礫、砂、粘土等から構成されている。また、砂丘では細粒、中粒、粗粒の砂が分布する。

第3 地盤

京都府内における地盤特性を見ると、大構造物が耐震的に不可能であるような極軟弱地盤が広範囲に及ぶ所はない。

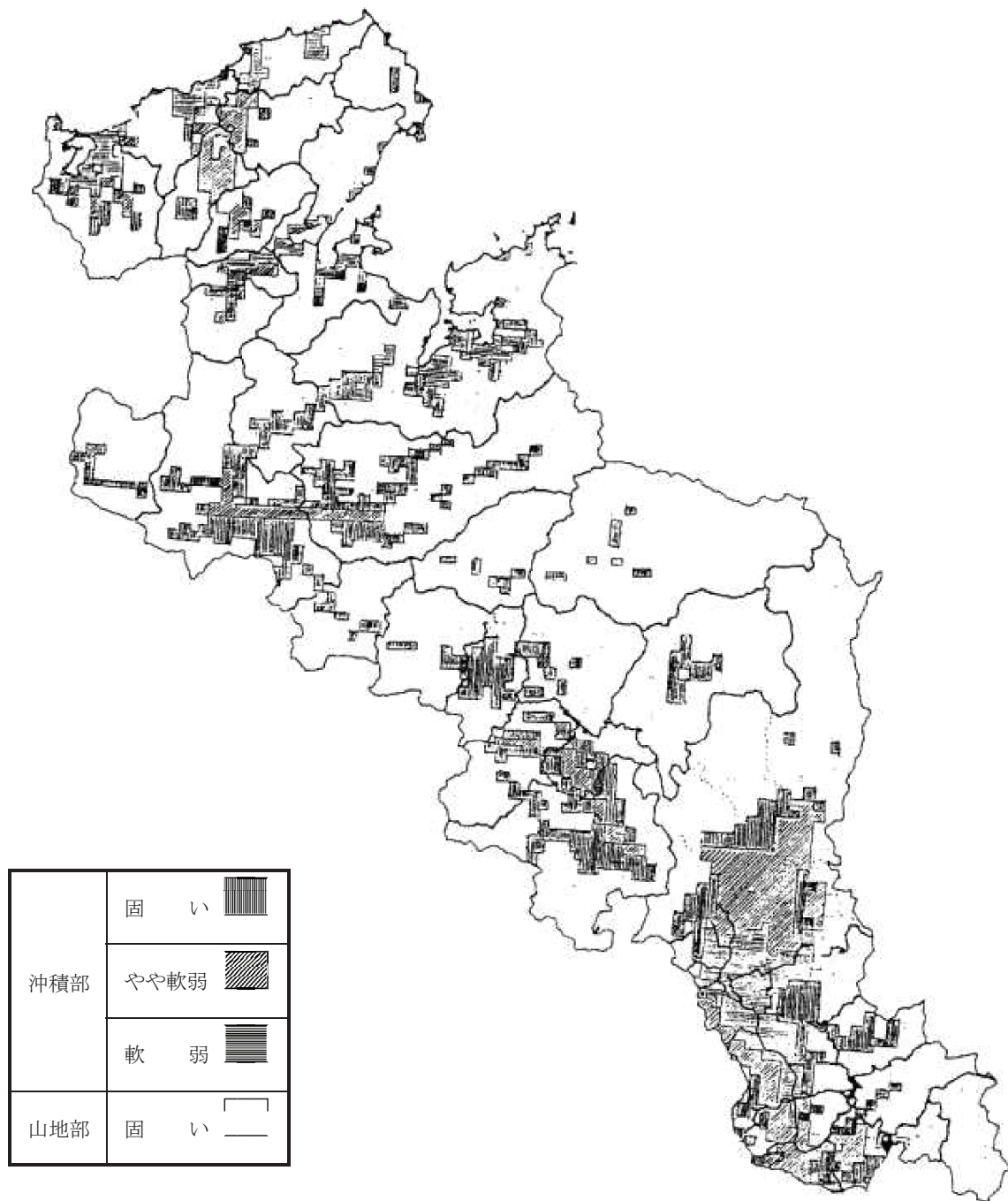
また、地震工学的に見ると、京都盆地の南部低湿地域及び日本海側の河川河口部付近に軟弱地盤が見られるものの、府域全体は概ね良好な地盤である。内陸部はほとんどが山地であり、安定した地盤となっている

が、人家の集まる河川流域では、周辺に比べると多少地震動を伝えやすい性質を持っている。

また、地震動による液状化に対する特性を見てみると、京都盆地において特に桂川、鴨川、宇治川の各川の下流部及び合流点付近、また北部の舞鶴湾に注ぐ河川下流域や久美浜湾周辺地域では、液状化に注意を必要とする地盤となっている。

ここで、地形図、地質図、国土数値情報を用いて概略地盤タイプを設定し、地質調査報告書、公共施設の個別ボーリングデータから最も多く表れる層序のタイプを持つ代表的ボーリングデータを抽出し、メッシュ図面に地盤を分類すると次図の通りである。

<地盤分類図>



第3節 京都府域における地震活動

第1 既往被害地震

京都府域に被害をもたらした主な地震の一覧を文献から引用し次表に示す。

＜京都府域における主な地震記録＞

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
1	701. 5. 12	丹波の地震	35. 6	135. 4	7. 0	大宝元年3月26日、丹波。地震うこと3日。凡海郷(おおしあまのおおさと)(当時南北6. 4km、東西2. 4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった)が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島(大島)と、履島(小島)であるというが地学的には証明できない。
2	827. 8. 11	京都の地震	35. 0	135. 6	6. 5 ～7	天長4年7月12日京都の直下型。舎屋倒壊多く、翌年6月までに70回程の余震。
3	856. (月日不詳)	京都の地震	35. 0	135. 6	6 ～6. 5	斉衡3年3月、京都とその南方で建造物に若干の被害。
4	868. 8. 3	播磨・山城の地震	34. 8	134. 8	≥7. 0	貞観10年7月8日、姫路付近(最近の調査では三田付近、山崎断層延長上)。京都に軽微な被害。
5	881. 1. 13	京都の地震			6. 4	元慶4年12月6日、直下型か? 宮城、官庁、民家等建造物にかなりの被害。余震は翌年2月頃まで50回以上。
6	887. 8. 26	五畿七道の地震	33. 0	135. 0	8 ～8. 5	仁和3年7月30日。大津波あり溺死者多数。京都でも圧死者及び倒壊多数。
7	890. 7. 10	京都の地震			6	寛平2年6月16日。家屋が傾き、倒壊寸前のものがあつた。
8	934. 7. 16	京都の地震			6	承平4年5月27日。2回の地震があり、築垣多数が転倒。
9	938. 5. 22	京都・紀伊の地震	35. 0	135. 8	7	天慶元年4月15日。宮中の内膳司倒れて死者4人、建造物被害も多数。高野山でも小建造物に被害。推定震源はやや不正確だが、東山付近。余震多数。
10	976. 7. 22	山城・近江の地震	34. 9	135. 8	≥6. 7	貞元元年6月18日、震源は前回の地震にほど近いところ。京都で死者50人以上、宮城諸司をはじめ寺院の倒壊など多数。近江でも国府庁、国分寺その他にかなりの被害。2か月間に100回ほどの余震。地震により「貞元」と改元。
11	1041. 8. 25	京都の地震				長久2年7月20日。法成寺の鐘楼転倒。
12	1070. 12. 1	山城・大和の地震	34. 8	135. 8	6 ～6. 5	延久2年10月20日、震源は綴喜郡～相楽郡付近。奈良東大寺の巨鐘落ち、京都で家々の築垣破損。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
13	1091. 9. 28	山城・大和の地震	34. 7	135. 8	6. 2 ～ 6. 5	寛治 5 年 8 月 7 日、奈良県境付近か。法成寺の丈六の仏像倒れ、その他の建物にも被害。大和では金峰山金剛蔵王宝殿破損。
14	1093. 3. 19	京都の地震			6 ～ 6. 3	寛治 7 年 2 月 14 日。所々の塔破損。
15	1096. 12. 17	畿内・東海道の地震	34. 0	137. 5	8 ～ 8. 5	永長元年 11 月 24 日、遠州灘～熊野灘（東南海型）。伊勢、駿河にかなりの津波被害。京都では震動の大きい割には被害は小。大極殿小破。東寺の塔の九輪落ち、法成寺、法勝寺にも小被害。奈良で東大寺の巨鐘また落ち、薬師寺回廊転倒。近江では勢多橋落ちる。
16	1177. 11. 26	大和の地震	34. 7	135. 8	6 ～ 6. 5	治承元年 10 月 27 日。東大寺の巨鐘またも落ち、大仏に損傷。京都でも強震。
17	1185. 8. 13	近江・山城・大和の地震	35. 0	135. 8	7. 4	文治元年 7 月 9 日。被害の中心は京都、特に白川辺で大。東山一帯およびその他の寺院でも堂塔の損壊多数。民家、築垣倒壊、死者も多数。宇治橋落ち、渡橋中の 10 人落ち死者 1 人。比叡山の諸建物多数倒壊、損傷。琵琶湖の水北流水減じ、後に旧に復す。近江の田 3 町歩淵となる。推定震源は東山付近だが、地変の模様から琵琶湖南部付近の可能性も。
18	1245. 8. 27	京都の地震				寛元 3 年 7 月 27 日。壁・築垣や所々の屋やに破損が多かった。
一	1299. 6. 4	大阪・畿内の地震				正安元年 4 月 25 日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者 1 万余。『本朝年代記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
19	1317. 2. 24	京都の地震	35. 0	135. 8	6. 5 ～7	正安元年 4 月 25 日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者 1 万余。『本朝年代記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
20	1350. 7. 6	京都の地震	35. 0	135. 8	6	正平 5 年 5 月 23 日。祇園社の石塔九輪が壊れる。余震が 7 月初旬まで続いた。
一	1361. 8. 1	畿内諸国の地震				正平 16 年 6 月 22 日。数日前から京都付近に地震多発し、この日の地震で法隆寺の築地損傷。翌日も地震。次の地震の前震か？
21	1361. 8. 3	畿内・土佐・阿波の地震	33. 0	135. 0	8. 2 ～ 8. 5	正平 16 年 6 月 24 日。紀伊水道沖、南海道型。摂津四天王寺の金堂転倒し圧死者 5 人。京都東寺の講堂傾き、奈良興福寺、唐招提寺の堂塔等損壊。紀伊熊野神社等及び阿波、土佐でも被害。阿波を中心に津波被害大。
22	1369. 9. 7	京都の地震				正平 24 年 7 月 28 日。東寺の講堂傾く。史料が少ない。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
23	1425. 12. 23	京都の地震	35. 0	135. 8	6	応永32年11月 5 日。築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。
24	1449. 5. 13	山城・大和の地震	35. 0	135. 6	5 3/4 ～6. 5	宝徳元年 4 月12日。2 日前から地震あり。仙洞御所傾き、東寺、神泉苑その他洛中の堂塔、築地の被害多く、東山、西山で地裂け、若狭街道の長坂付近の山崩れで人馬多数死。淀大橋、桂橋落ちる。余震が 7 月まで続いた。
—	1456. 2. 14	紀伊の地震				康正元年12月29日。熊野神社の神殿・神倉崩れる。京都で強震？
25	1466. 5. 29	京都の地震				文正元年 4 月 6 日。天満社、糺社の石灯籠倒れる。
26	1520. 4. 4	紀伊・京都の地震	33. 0	136. 0	7～ 7 3/4	永正17年 3 月 7 日。紀伊半島沖。熊野地方の社寺等に被害。津波あり。京都で御所の築地所々破損。
27	1586. 1. 18	畿内・東海・東山・北陸諸道の地震	36. 0	136. 9	7. 8	天正13年11月29日。岐阜県北部を中心に山、崖崩れなど被害甚大。飛騨、美濃、近江各地の城、民家の埋没、倒壊、焼失、死傷者多数。この他尾張、伊勢、越中にもかなりの被害。京都では東寺の講堂等破損、三十三間堂の仏像 600体倒れる。
28	1596. 9. 5	畿内の地震 『慶長地震』	34. 65	135. 6	7 1/2	文禄5(慶長1)年閏 7 月13日。歌舞伎脚本「地震加藤」で有名。京都三条から伏見の間で被害も多く、伏見城天守大破し、石垣崩れて500余人圧死。京都では寺院や民家多数が倒壊し、「洛中の死者 4 万 5 千」の記事もある。特に瓦葺きの建物に被害が多かった。堺で死者600人、奈良の社寺にもかなりの被害。 この前日、別府湾にM 7 程度の地震があり、諸記録に混同が見られる。
—	1605. 2. 3	東海・南海・西海諸道の地震 『慶長東南海地震』	A33. 5 138. 5 B33. 0 134. 9		7. 9 7. 9	慶長 9 年12月16日。東海沖と紀伊水道沖の二つの海溝地震が連続的に起き、関東から九州の太平洋岸に大きな津波被害があった。京都で有感（震度不明）。
—	1614. 11. 26	越後高田の地震				慶長19年10月25日。「高田で大地震、大津波、死者あり」、また『徳川実紀』にも、「京洛で死者 2 人、負傷者 370人」などの記録があるが、史料乏しく疑問が多い地震。
29	1618. 9. 30	京都の地震				元和 4 年 8 月12日。『京都府寺誌稿』に「不動院大破」
30	1662. 6. 16	比良岳付近の地震	35. 2	135. 9 5	7 1/4 ～7. 6	寛文 2 年 5 月 1 日。比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎、志賀両郡で田畑85町歩湖中に水没、壊家1570戸。大溝で壊家1020戸、死者37人。湖西での沈下には考古学的、史料的証拠がある。彦根で壊家1000戸、死者30余人。朽木谷では比良岳の山崩れで榎村、所川村がほぼ全滅。京都で町屋倒壊1000戸、死者200 余人。六地藏、鞍馬でも山崩れ、向島で堤防が 550メートル切れるなど、中部から近畿にかけてかなりの被害。三方五湖付近で3～4. 5メートルの隆起。余震が非常に多く、翌年まで続いた。花折断層もしくは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
31	1664. 1. 4	山城の地震			5. 9	寛文3年12月6日。二条城や伏見の諸邸破損。吉田神社、加茂神社の石灯籠倒れ、所々の築垣崩れる。余震が月末まで続いた。
32	1665. 6. 25	二条城の地震			6	寛文5年5月12日。二条城の石垣20mほど崩れる。二の丸殿舎など少々破損。
33	1694. 12. 12	丹後の地震				元禄7年10月26日。宮津で地割れて泥噴出、家屋破損、特に土蔵は大破損。
—	1703. 12. 31	江戸・関東諸国の地震 『元禄地震』	34. 7	139. 8	7. 9 ～8. 2	元禄16年11月23日。伊豆大島東方沖。津波を伴い江戸、関東諸国に大被害。中でも小田原では城下全滅。京都で有感（震度Ⅱ程度）。
—	1707. 10. 28	五畿・七道の地震 『宝永地震』	33. 2	135. 9	8. 4	宝永4年10月4日。紀伊半島沖。わが国最大級地震の一つ。震害は五畿七道に及ぶ。津波被害は八丈島、伊豆半島から九州の太平洋岸、大阪湾、瀬戸内にも。推計被害は死者2万余人、全壊家屋約6万戸、流失家屋約2万戸。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
34	1751. 3. 26	京都の地震	35. 0	135. 8	5. 5 ～6	宝暦元年2月29日。二条城の天守破損、御香宮の石鳥居の柱筋違い、諸社寺の築地や町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯籠は倒れあるいは破損あり。
35	1753. 2. 11	京都の地震				宝暦3年1月9日。洛中の築地等に小被害。
36	1774. 1. 22	丹後の地震				安永2年12月11日。屋根の石多く落ちる。京都有感。
37	1802. 11. 18	畿内・名古屋の地震	35. 2	136. 5	6. 5 ～7	享和2年10月23日。滋賀・岐阜県境付近。奈良、名古屋、彦根などで小被害。京都で土蔵の壁落ち、石塔、石灯籠倒れる。
38	1819. 8. 2	伊勢・美濃・近江の地震	35. 2	136. 3	7 1/4	文政2年6月12日。滋賀県中部。近江八幡で死者5人、家屋全半壊 242戸。大溝で家屋全損傷、金廻で海寿寺潰れ圧死者70人、負傷者 300人。彦根その他でも大・小の被害。京都では石灯籠多く倒れる。
39	1830. 8. 19	京都及びその隣国の地震	35. 1	135. 6	6. 5	天保元年7月2日。愛宕山付近。京都に大きな被害をもたらした最後の地震。『京都大地震』（三木晴男著、思文閣出版）に詳しい記載。京都で死者280人、負傷者1300人。亀岡で死者4人、負傷者5人、住家全壊41戸。大津でも死者1人、負傷者2人、住家全壊6戸。愛宕山、高雄山は壊滅的な被害。清滝で住家多数被害。伏見の寺社30か所、住家45か所、土蔵、小屋20か所などに被害。六地藏橋、喰違橋、観月橋など損じ、宇治、精華町などにも小被害。北野天満宮の石灯籠 176本転倒。土蔵、門、塀、築地、民家の竈なども多く壊れた。地割れ、泥の噴出も。地震は鳴動にはじまり、その直後に大地震となった。この地震は上下動が強かったらしい。余震は非常に多く、同日の余震 400回、翌日600回、翌々日 100回という記事も見え翌年に及んだ。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
40	1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和の地震	34. 8	136. 2	7 1/4	安政元年6月15日。南山城村付近。12日頃から前震があった。伊賀上野、四日市、奈良、大和郡山などで大きな被害。全体の被害は死者約1800人、住家全壊約5000戸。上野付近では死者約 600人、住家全壊約2270戸。奈良で死者300余人、住家全壊400戸以上、住家の全壊率40%。京都では民家、灯籠などに小被害。上野の北方で西南西－ 東北東方向の断層を生じ、南側の1kmの地域が最大1.5m 相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。
－	1854. 12. 23	『安政東海地震』	34. 0	137. 8	8. 4	安政元年11月4日。東海道沖の巨大地震。東海・東山・南海諸道の地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
－	1854. 12. 24	『安政南海地震』	33. 0	135. 0	8. 4	安政元年11月5日。安政東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。東海地震と南海地震は連鎖的に起こることが多い。震害と津波被害は東海、近畿地方から中国、四国、九州 に及ぶ。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
41	1858. 4. 9	丹後宮津の地震				安政5年2月26日。宮津で地割れ、住家大破。岩ヶ鼻で土蔵の壁痛み、岩滝辺でも強い揺れ。
42	1891. 10. 28	『濃尾地震』	35. 6	136. 6	8. 0	明治24年。わが国内陸部で最大規模の地震。被害は岐阜、愛知県を中心に全体の死者 7,273人、負傷者17,175 人、住家全壊14万余戸。京都府南部で住家全壊13戸、道路22か所、橋梁 2 か所、堤防33か所の被害。余震多数。岐阜県南部の根尾谷断層が動いた。
43	1925. 5. 23	『北但馬地震』	35. 6	134. 8	6. 8	大正14年。兵庫県但馬北部（城崎付近）の地震。豊岡から円山川河口にかけて被害が集中。全体で死者428人 負傷者 834人、住家全壊 1,295戸、住家焼失 2,180戸。久美浜湾沿岸の田畑約10ha 陥没して海となる。京都府北部で死者7人、負傷者30人、住家全壊20戸、住家半壊50戸。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
44	1927. 3. 7	『北丹後地震』	35.6	134.9	7.3	昭和2年。京都府北西部の地震(震央は竹野川上流)。 被害は丹後半島(峰山町を中心)の頸部が最も激しく、北丹後一帯に大被害。火災が被害を大きくした。京都府の被害は死者2,898人、負傷者7,595人、住家全壊・全焼6,918戸、非住家全壊・全焼9,106戸。大阪府・兵庫県にもかなりの被害。この地震により、郷村・山田の二つの地震断層が現れた。
—	1944. 12. 7	『東南海地震』	33.6	136.2	7.9	昭和19年。静岡県沖の海溝地震。全体で死者・不明者1,223人、負傷者 1,859人。住家全壊17,599戸、住家半壊36,520戸。津波の被害により住家流出 3,129戸。京都府被害報告なし。
45	1946. 12. 21	『南海道地震』	32.9	135.8	8.0	昭和21年。紀伊半島沖の海溝地震。津波被害も大きく全体で死者・不明者 1,443人、負傷者3,842人、全壊・全焼・流出した住家・非住家15,640戸。淀川で京都の船舶64隻損失。
46	1952. 7. 18	『吉野地震』	34.5	135.8	6.7	昭和27年。奈良県中部の地震。全体で死者9人、負傷者136人、住家全壊20戸、住家半壊26戸。京都府で死者1人、負傷者20人、住家全壊5戸、住家半壊10戸、道路3か所の被害。
47	1968. 8. 18	京都府中部の地震	34.2	135.4	5.6	昭和43年。京都府中部(和知町付近)の地震。綾部市で住家半壊1戸、住家破損1戸。和知町付近では、落石、道路亀裂などの被害が発生した。
48	1983. 5. 26	『日本海中部地震』	40.4	139.1	7.7	昭和58年。秋田県沖。被害は、秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。日本海沿岸各地に津波による被害。日本全体で死者104人(うち津波による死者100人)、負傷者163人(同104人)、建物全壊934戸、半壊2,115戸、流失52戸、一部破損3,258戸。船沈没255隻、流失451隻、破損1,187隻。津波は早い所では津波警報発表以前に沿岸に到達した。 京都・舞鶴とも無感であったが、津波により船沈没7隻、同破損18隻、住家床上浸水3戸などの被害。
49	1990. 1. 11	滋賀県南部の地震	35.1	136.0	5.0	平成2年。震央は琵琶湖南端部付近。最大震度は奈良で震度Ⅳ、京都と三重県各地で震度Ⅲを観測した。京都市中京区、下京区の数か所のビルで相当数の窓ガラスが割れ、コンクリートの壁の一部が落ちるなどの被害。

	西暦年月日	名 称	震 央		震 央	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
50	1995. 1. 17	『兵庫県南部地震』	34.6	135.0	7.3	平成7年。淡路島北部。神戸、洲本で震度Ⅵ、京都、豊岡、彦根で震度Ⅴ、大阪と関西各地で震度Ⅳを観測し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。なお、気象庁は震度Ⅶが制定されて以来46年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。この地震は、内陸で発生したいわゆる「直下型地震」で、多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。被害（同年12月27日現在）は、死者・不明者6,310人、負傷者4万人以上、住家全半壊20万戸以上、火災294件など、地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。京都府でも、大山崎町で死者1人が出たほか、京都市や亀岡市、城陽市など8市町村で49人が重軽傷を負った。京都市を中心に住宅2,750棟が壊れ、公共建物など246棟も被害を受けた。 気象庁はこの地震を、「平成7年兵庫県南部地震」と命名した。
51	2001. 8. 25	京都府南部の地震	35.2	135.7	5.4	京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度4を観測したほか、近畿地方と香川県で震度1～3、徳島県から高知県で震度1～2を観測した。この地震により、京都市で負傷者1名の被害があった。
52	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（前震）	33.0	136.8	7.1	紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度1～3を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。京都市で軽傷者2名の被害があった。
53	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（本震）	33.1	137.1	7.4	東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度2～3を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。加茂町で重傷者1名の被害があった他、府内では住家一部破損が1棟あった。

資 料：京都地方気象台

参考文献：理科年表（丸善）、新編日本被害地震総覧（東京大学出版会）

京都大地震（三木晴男著、思文閣出版）

次図は、近畿地方における大地震の分布図であり、歴史的に府北方の日本海（若狭湾）でも大地震が発生したことが分かる。

第2 最近の地震活動

京都府とその周辺における最近の地震活動を見ると、中央構造線以北の内帯の活断層帯では、主な活断層帯付近に震央が集中している。京都の西方にある六甲―淡路断層帯に地震活動が集中しているが、これは主に平成7年兵庫県南部地震の余震である。京都盆地の西側の有馬―高槻構造線活断層帯は、丹波山地の集中的地震活動の南限となっている。丹波山地の中には他にも多くの活断層があり、それらの活動があると京都府域に震度5強程度の揺れが生じる。特に、三峠断層帯、京都西山断層帯の活動には注意が必要であり、2022年3月には京都西山断層帯付近で最大震度4の地震が発生、その後も同程度の地震が発生するなどしばらくの間活発な地震活動が続いた。また、黄檗断層系や山科盆地の活動履歴は分かっておらず、また多くの断層から構成され構造が複雑になっており、注意が必要である。京都府の東側の花折断層や琵琶湖西岸（比叡）断層帯では、近年中小規模の地震が比較的活発である。

第3 活断層

京都府域は、日本列島の地質構造上西南日本内帯に属しており、特に活断層が密集して分布する地域にある。

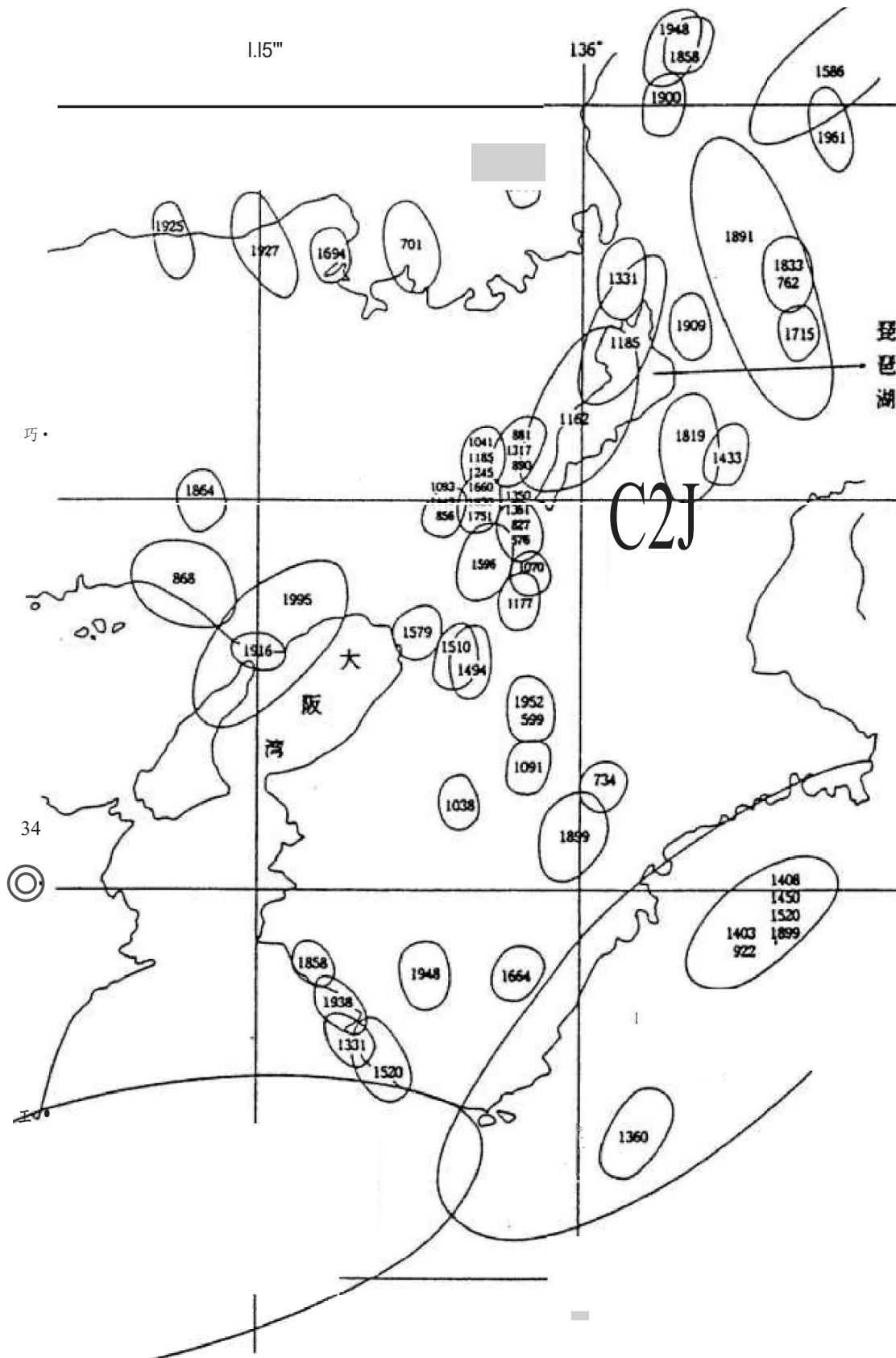
この地域は、活断層の運動によって大きな平野や盆地が形成されており、歴史的に見ても強震動の地震がたびたび記録されている。

活断層とは、ここでは第四紀、特に過去約数十万年間に活動し、今後も地震を伴って活動する可能性の高い断層で、その特徴として、①数百年から数千年に1回程度のほぼ一定の周期を持って繰り返し地震を発生させる、②最近の活動度が高いものほど周期が短い、③長く連続する大きな断層ほど大規模な地震を発生する、などがあげられる。

京都府域の活断層については、平成7年度に京都府活断層調査委員会を設置して「京都府活断層調査」を実施し、「活構造図」の作成を行っている。

近畿地方における大地震の分布

(数字は発生西暦年)



第4節 京都府の社会的環境

第1 人口動向

1 人口・世帯

京都府の人口の約89%が南部地域（地域区分は別図のとおり）に属している。また、京都市以南に人口の約84%が、京都市に約57%が集中している。

また北部地域では、河川流域の小さな盆地や海岸付近のわずかな平地などに人口が集中しているため、舞鶴市や福知山市の中心部に人口密度の高い地域が散在している。さらに、北部の同一の市町内でも人口が密な部分と疎の部分が目受けられる。

平成17年から令和2年までの府人口の推移を見ると、徐々に人口減少が加速している。一方で世帯数は増加しており、平均世帯人員が徐々に減少している。

市町村別に平成27年から令和2年までの5年間の人口の増減を見ると、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、大山崎町で増加しているが、全体としては減少傾向がうかがえる。

京都府の人口関連指標

人口	2,578,087 人
面積	4,613 km ²
人口密度	558.9 人/km ²
世帯数	119.1 万世帯
平均世帯 人員	2.17 人
年齢別 人口	0～14歳 11.4%
	15～64歳 59.2%
	65歳～ 29.3%
産業別	第1次 1.9%
就業人口 比	第2次 22.4%
	第3次 75.7%

(資料：令和2年国勢調査)

人口・世帯の変化

年次	人口		世帯数	
	総数	前年からの増減数	総数	前年からの増減数
平成17年	2,647,660	3,269	1,079,041	52,317
平成22年	2,636,092	△ 11,568	1,122,057	43,016
平成27年	2,610,353	△ 25,739	1,152,902	30,845
令和2年	2,578,087	△ 32,266	1,190,527	37,625

(資料：国勢調査)

2 人口流動状況

令和2年において昼間人口が夜間人口を上回る市町村は、京都市を含め計7市町である。これらの市町は、周辺町村からの主な通勤・通学先となっており、またその周辺の町村はベッドタウン的な性格を持っている。これら7市町及びその周辺市町村では昼夜の人口流動によって、都市性に変化する。特に北部地域では、福知山市、綾部市、宮津市で昼間人口が夜間人口より増加する。南部地域では、京都市、南丹市、久御山町、宇治田原町で昼間人口が夜間人口より増加する。

3 年齢別人口比率状況

京都府の高齢化は急速に進展しており、府域全体では約29.3%に達している。また、高齢化の状況は地域によって差があり、特に丹後地域では39.2%、中丹地域では32.4%となるなど、北部地域を中心に高齢化率が高くなっている。

地域別高齢者比率

(資料：令和2年国勢調査)

	人口(人)	昼間人口(人)	昼夜間人口比	65歳以上(人)	高齢者比率
全国計	126,146,099	126,146,099	1.00	36,026,632	28.6%
京都府	2,578,087	2,629,414	1.02	756,404	29.3%
北部	292,033	292,846	1.00	102,332	35.0%
南部	2,286,054	2,336,568	1.02	654,072	28.0%

第2 建 物

1 建物数

京都府における建物棟数総計は、約 135万棟となっており、そのうち約47%が京都市に集中している。

地域別に見てみると、建物棟数の北部と南部の比は1：4となっている。

また、住宅・土地統計調査（令和5年）による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約54%、長屋建て約2%、共同住宅約44%となっている。

2 構造と建築年数

1971年と1981年の建築基準法の改正によって、耐震性の強化が大幅に図られており、1982年以降に建造された建物は、阪神・淡路大震災においても実証されたように、大地震においても倒壊のおそれが少ないことを目標とした基準となっている。

京都府の全建物棟数に対する木造建物の割合は約76%であり、また1971年以前に建造された木造建物が全建物棟数の約31%となっている。地域別に見ると、北部では木造建物の割合が約83%に達しており、南部の約74%よりも大幅に高い率である。非木造建物に関しては、1971年以前のは非木造建物全体の約10%にとどまっている。

地域別建物棟数・木造建物棟数

	建物棟数 (棟)	木造建物棟数 (棟)	木造建物比 率 (%)
京都府	1,346,336	1,021,114	75.8 %
北部	293,482	244,374	83.3 %
南部	1,052,854	776,740	73.8 %

(令和6年京都府内断層帯地震被害想定調査等業務での収集データより分析)

構造別・築年別建物棟数

単位：棟

	木造建物 71年以前	木造建物 72～80年	木造建物 81年以降	非木造建物 71年以前	非木造建物 72～80年	非木造建物 81年以降
京都府	387,772	160,408	472,934	31,707	54,720	238,795
北部	115,097	38,184	91,093	5,318	10,603	33,187
南部	272,675	122,224	381,841	21,640	44,117	205,608

(令和6年京都府内断層帯地震被害想定調査等業務での収集データより分析)

地域区分図



第4章 震災の想定

第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測

第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定

京都府に影響を及ぼす地震には、

- 1 海溝部で発生する巨大地震
- 2 内陸直下型地震

が考えられる。

京都府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、京都府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層、山田断層など）が複数存在している。

近年、福岡県西方沖地震や新潟県中越地震、能登半島地震などで見られるように地表に現れていない活断層によってマグニチュード7未満の地震が発生しており、震源に近い地域では大きな揺れが観測されている。

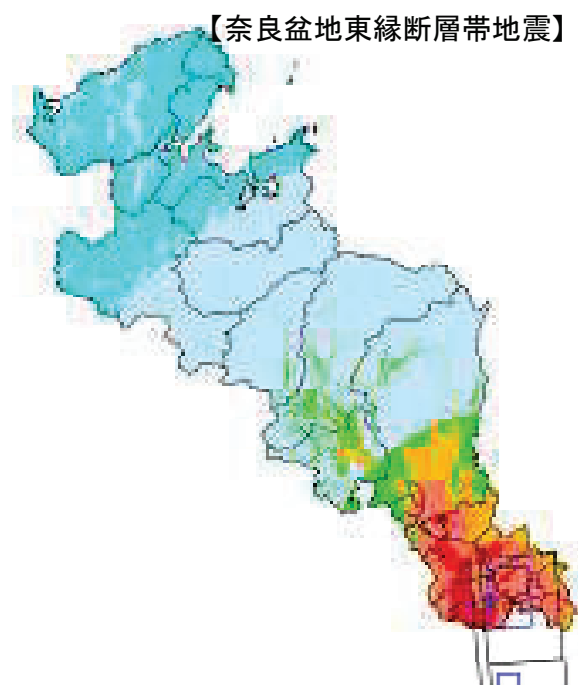
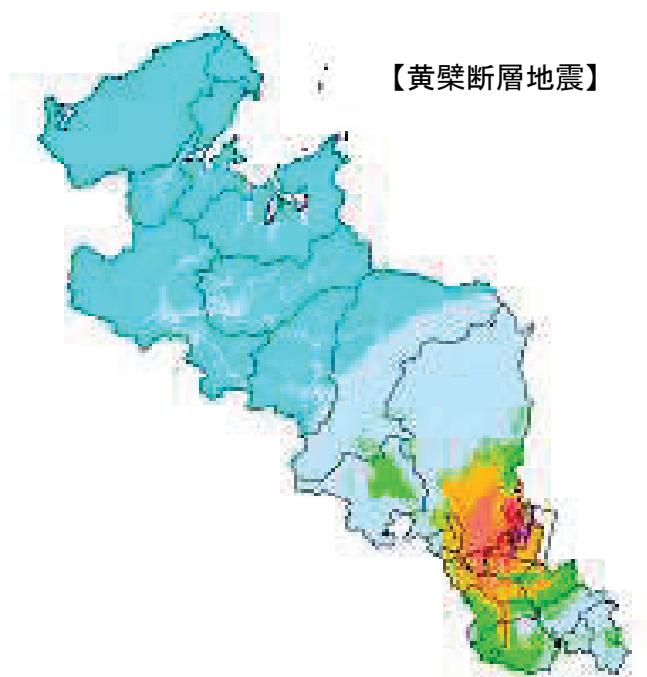
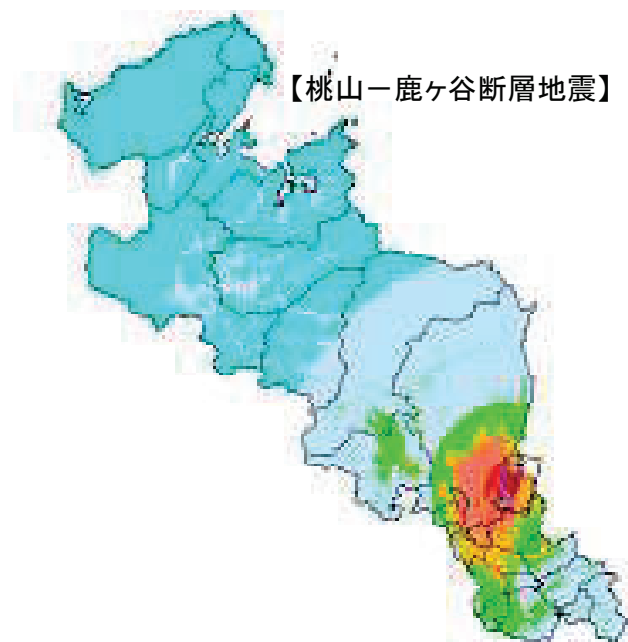
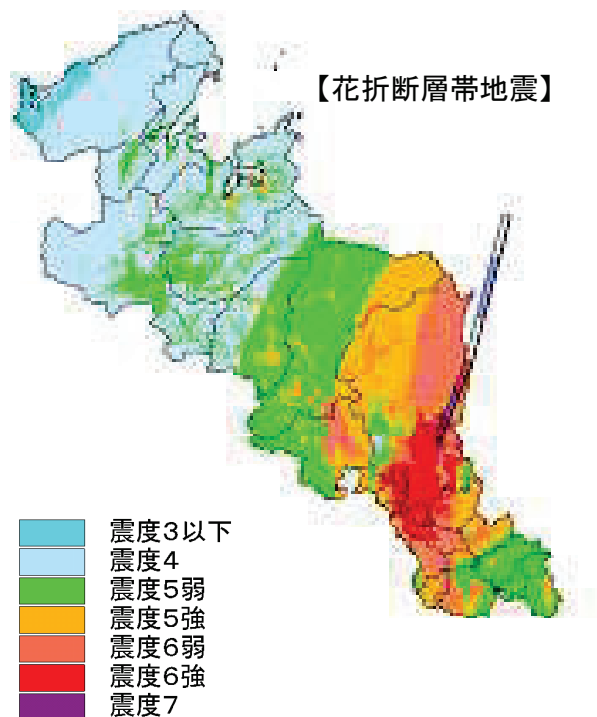
また、学識者の意見によれば、マグニチュード6クラス以下の地震は府内ではどの地域においても、その発生を想定しておくことが必要との指摘がなされている。

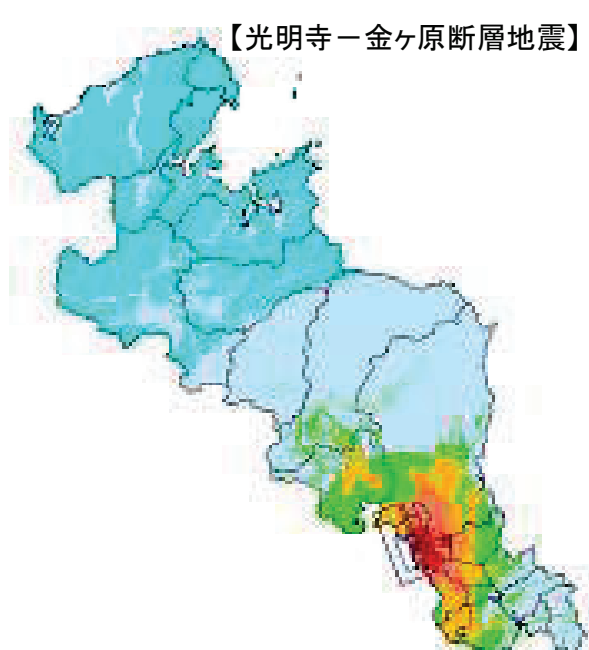
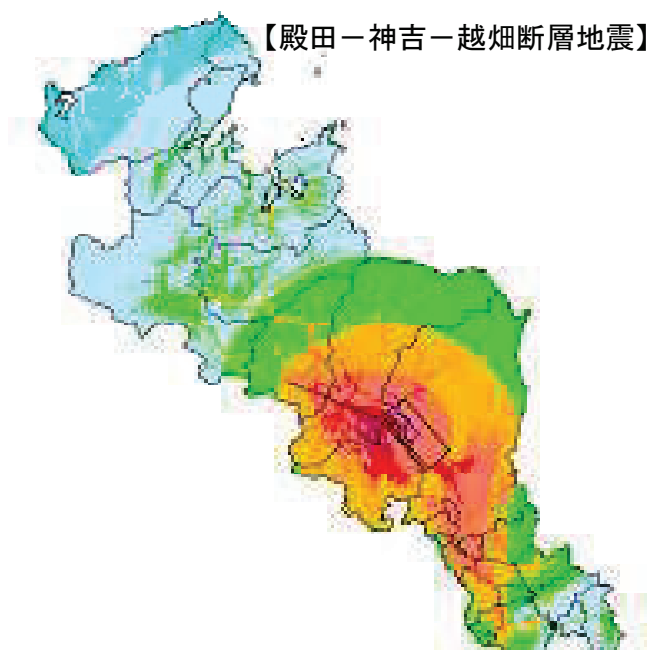
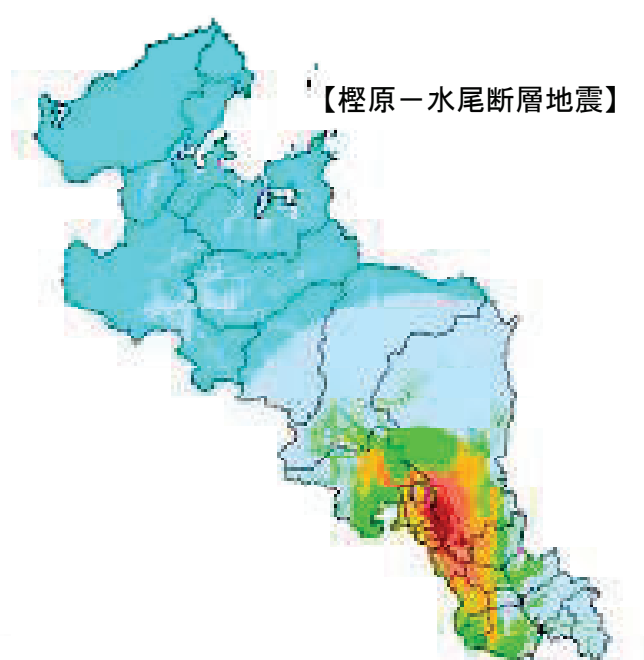
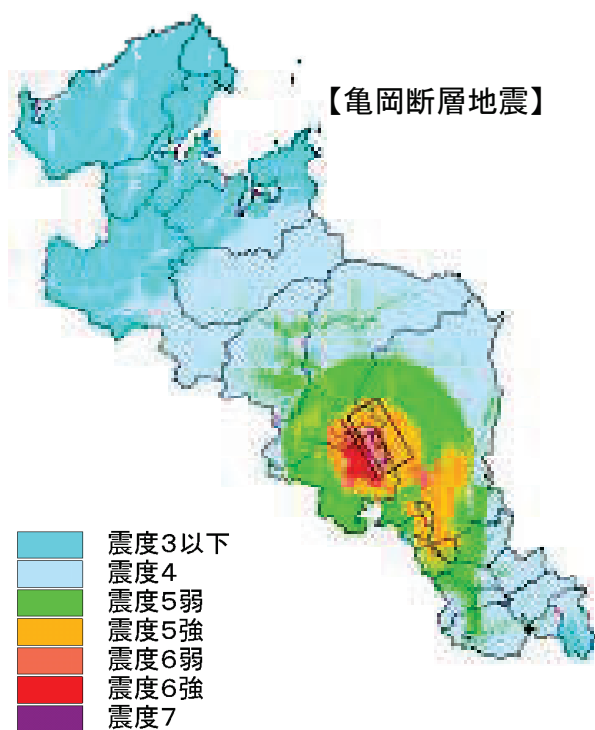
こうした状況のもと、本計画においては、国等の調査データや京都府の活断層調査の成果や専門家の科学的な知見を踏まえ、府内に影響を及ぼすことが予想される下表の24の地震（南海トラフ地震、東南海・南海地震を含む）について震度を予測する。

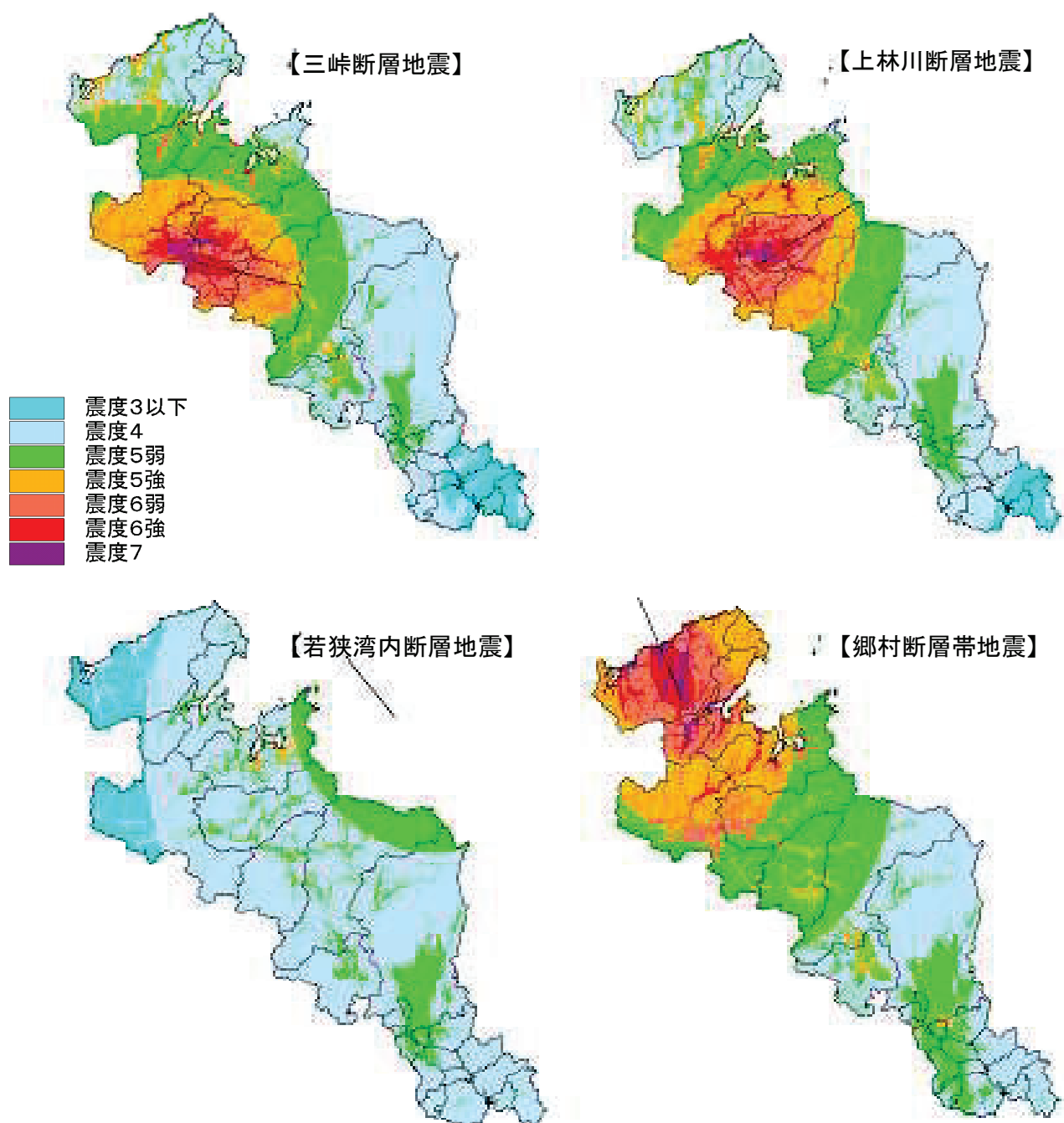
なお、南海トラフ地震の被害想定については、第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。

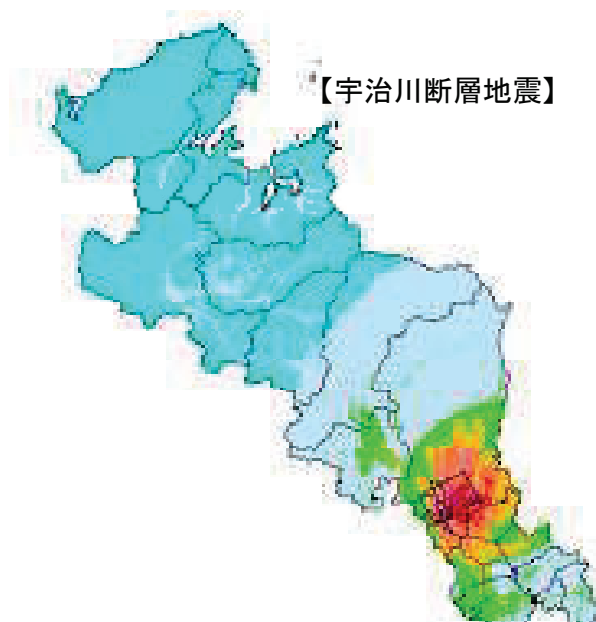
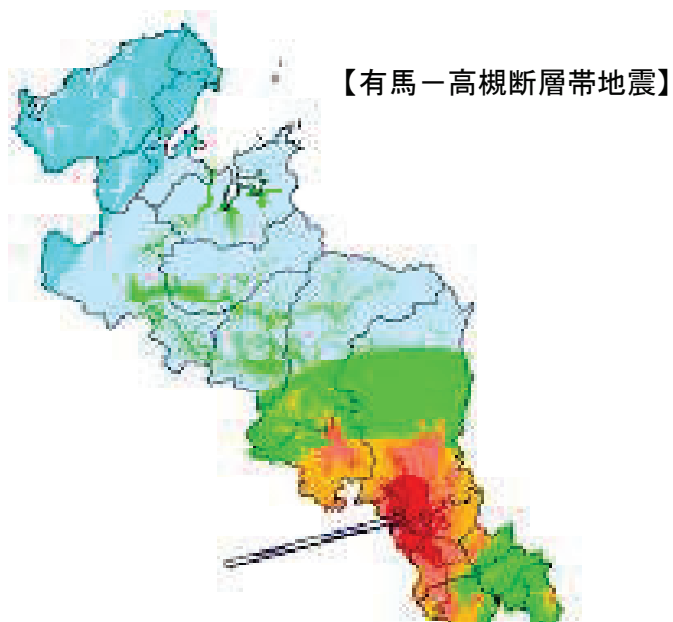
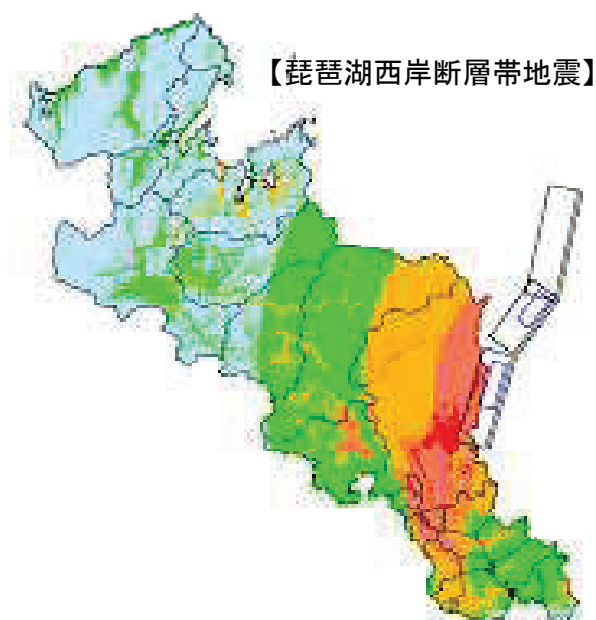
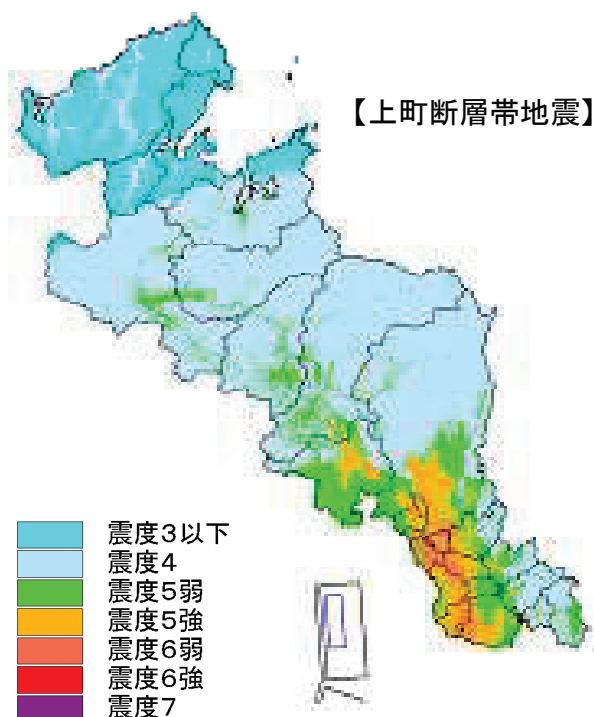
番号	対象震源断層		断層延長 (km)	地震の規模 (M)
1	花折断層帯	花折断層帯	46.5	7.5
2		桃山-鹿ヶ谷断層	11	6.6
3	黄檗断層		10	6.5
4	奈良盆地東縁断層帯		35	7.5
5	西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
6		櫻原-水尾断層	15	6.6
7		殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2
8		光明寺-金ヶ原断層	15	6.8
9	三峠断層		26	7.2
10	上林川断層		26	7.2
11	若狭湾内断層		18	6.9
12	山田断層帯		33	7.4
13	郷村断層帯		34	7.4
14	上町断層帯		42	7.5
15	生駒断層帯		38	7.5
16	琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
17	有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	34	7.2
18		宇治川断層	10	6.5
19	木津川断層帯		31	7.3
20	埴生断層		17	6.9
21	養父断層		35	7.4
22	和東谷断層		14	6.7
23	東南海・南海地震		—	8.5
24	南海トラフ地震		—	9.0

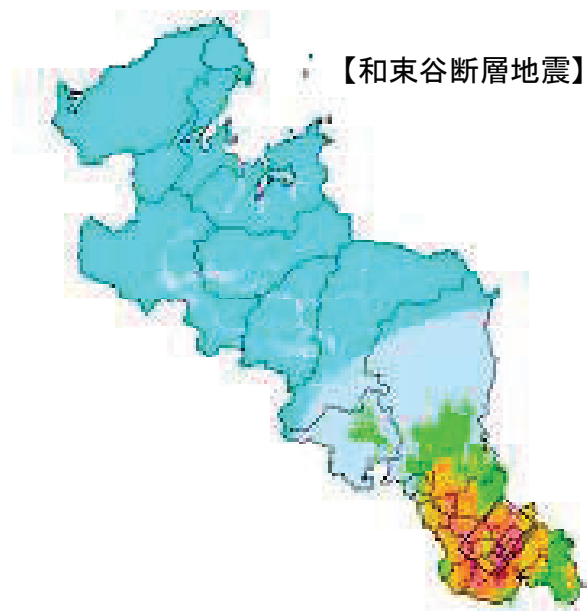
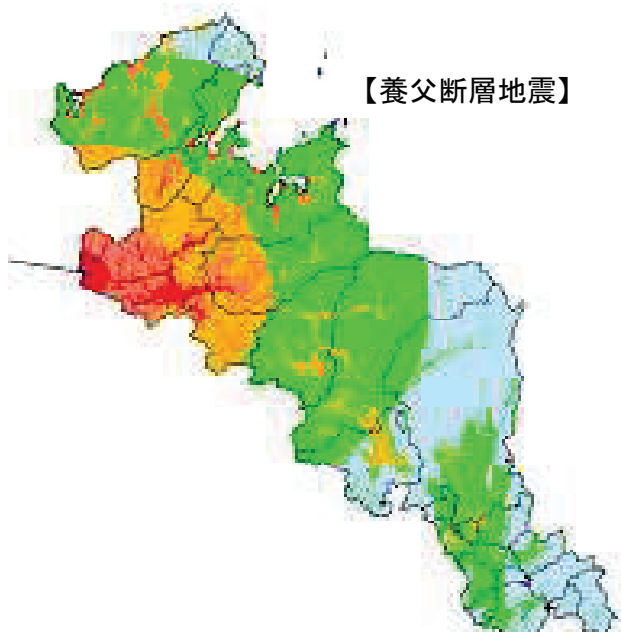
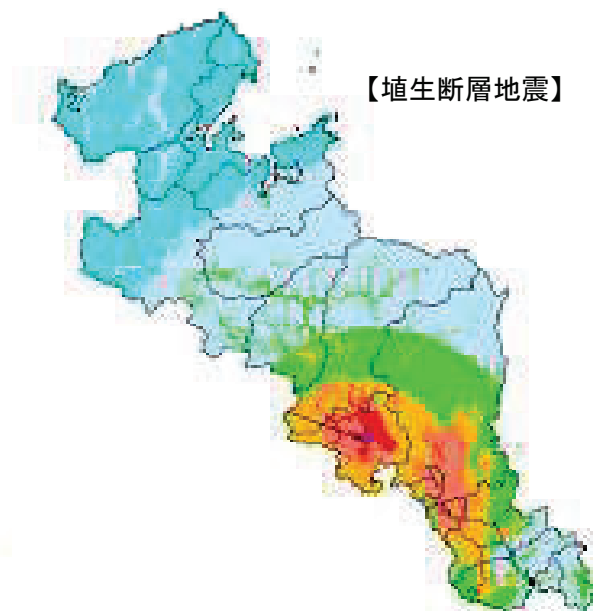
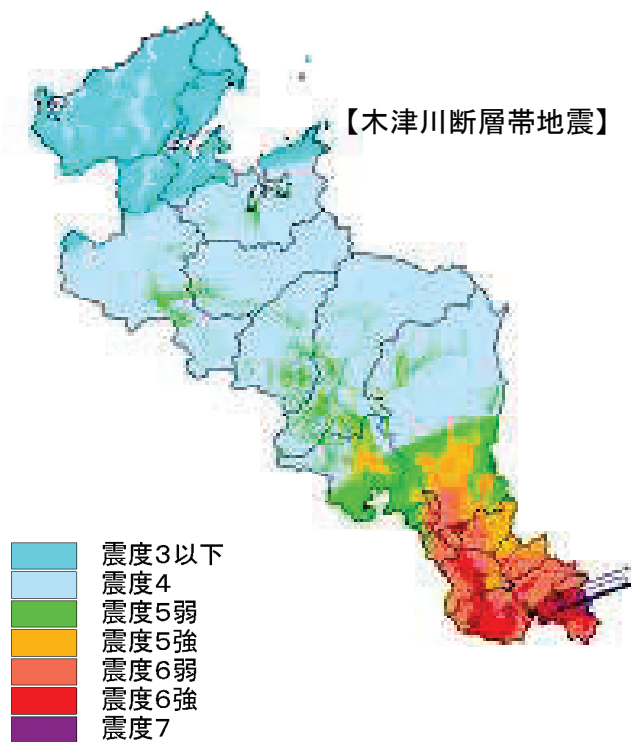
第2 震度予測



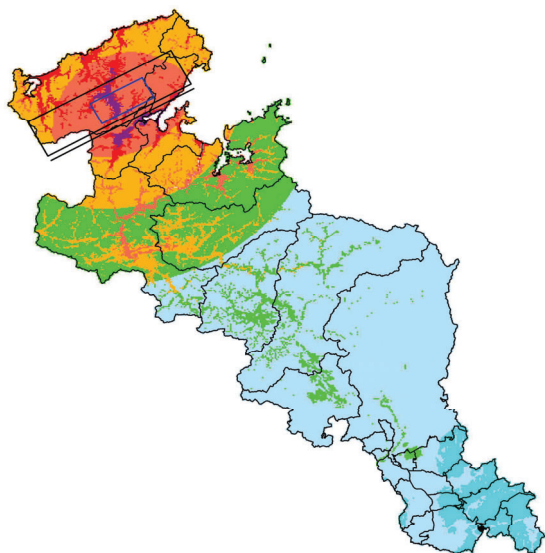




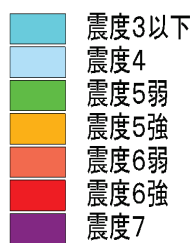
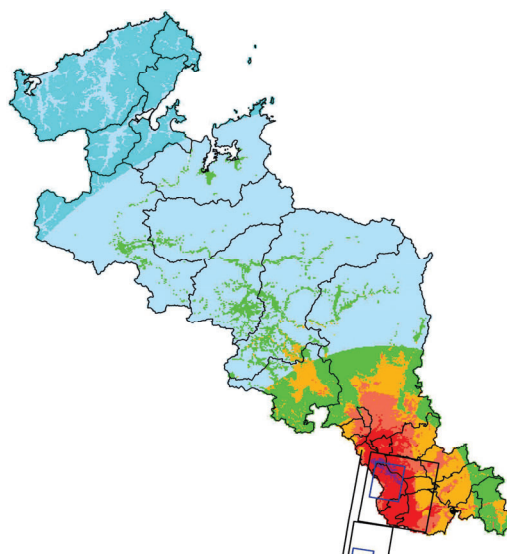




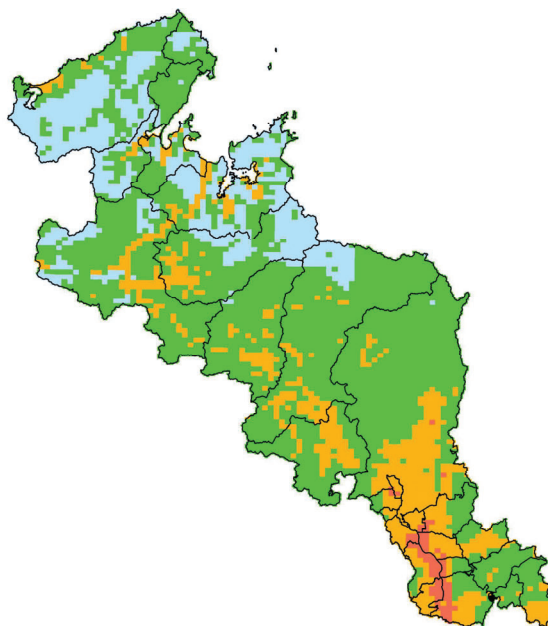
【山田断層帯地震】



【生駒断層帯地震】



【東南海・南海地震】

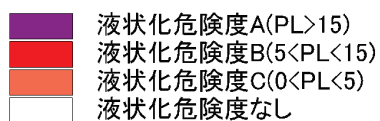
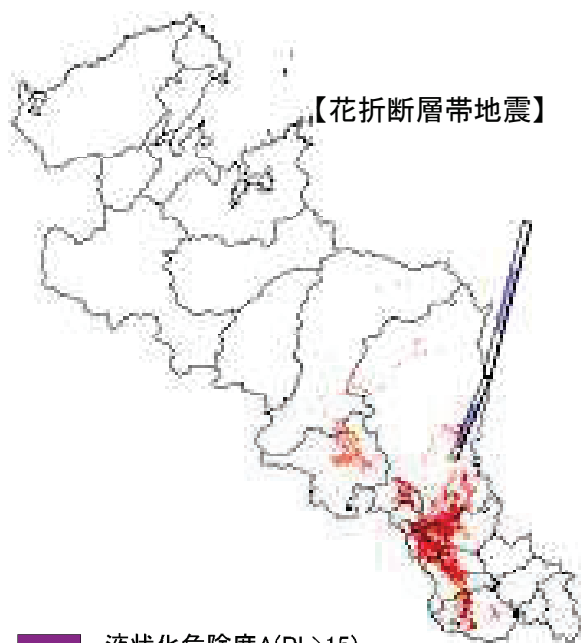


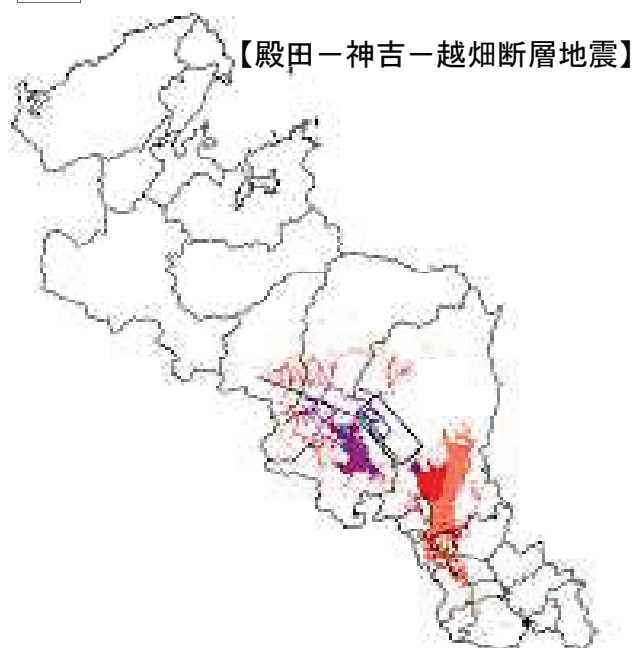
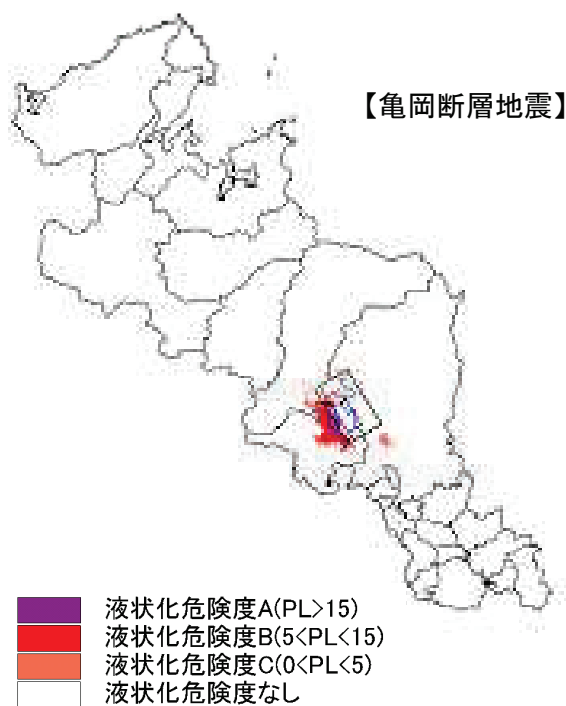
第3 液状化予測

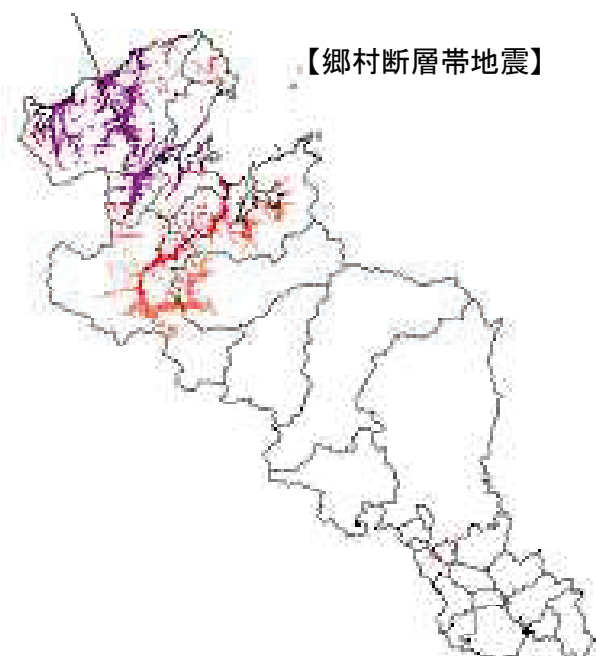
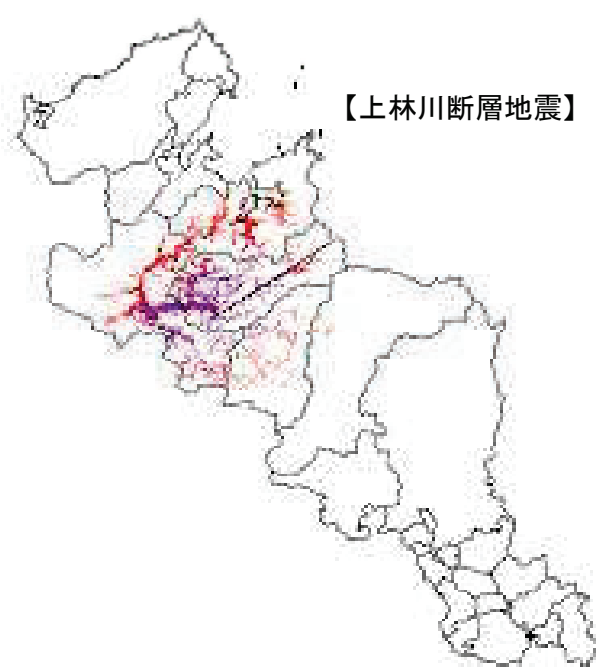
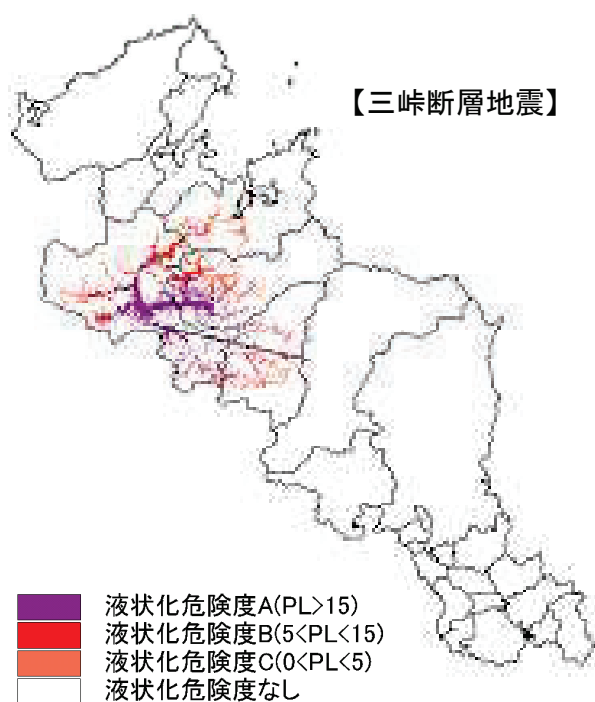
地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。

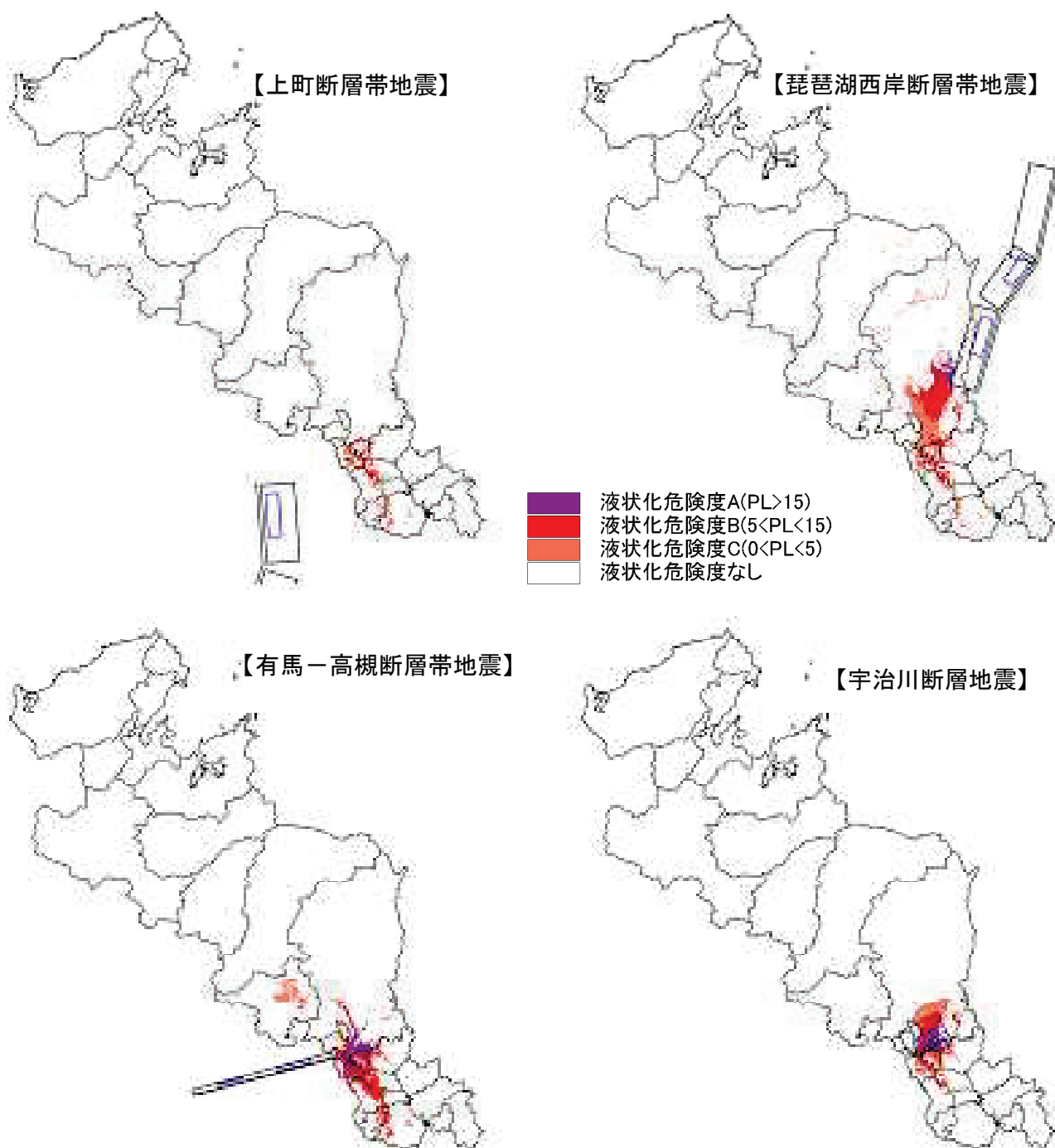
想定地震の発生により液状化の発生の危険性がかなり高いと予測される地域は、次のとおりである。

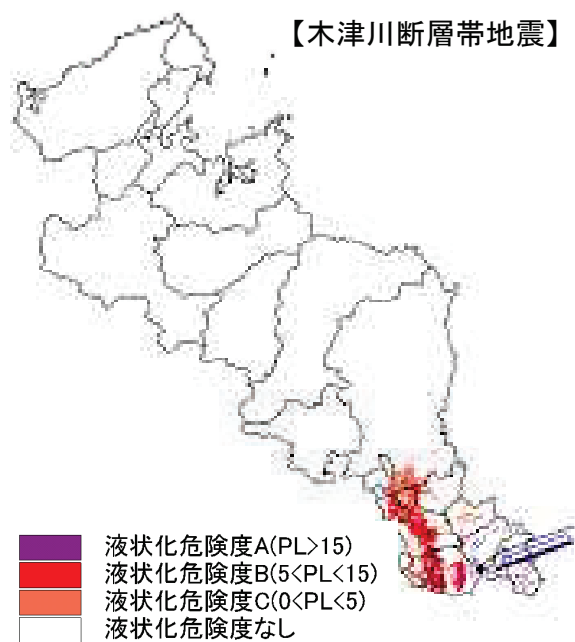
- ・ 京都盆地、特に桂川、鴨川、宇治川の各河川の下流部及び三川合流点付近
(原因となる地震：花折断層地震、西山断層系地震、黄檗断層系地震)
- ・ 舞鶴湾に注ぐ河川下流域 (同：上林川断層地震)



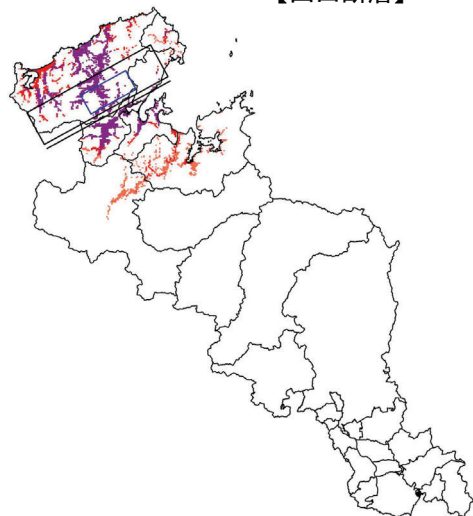




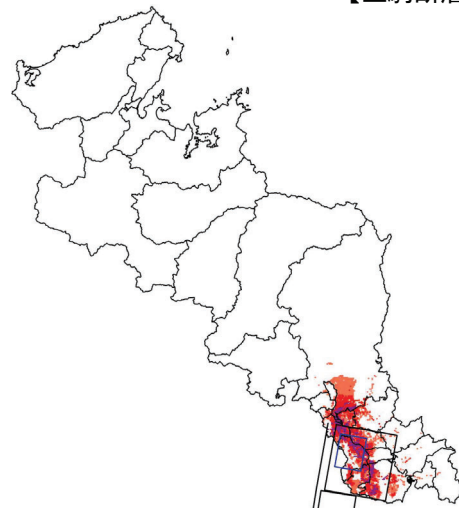




【山田断層】



【生駒断層】



【東南海・南海地震】



第4 被害予測

想定地震の発生により予測される被害は、次のとおりである。

なお、マグニチュード6クラスの地震は府内ではどの地域においても発生を想定しておく必要があり、この程度の地震でも局所的な被害をもたらすことがあることに留意しておくことが必要である。

1 建物被害、火災及び人的被害

断 層 名 ()内は公表年を記載		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				重傷者数 (人)						
花折断層帯	花折断層帯(R6)	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500
	桃山-鹿ヶ谷断層(H20)	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層(H20)		6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯(R7)		7	520	6,260	930	3,200	40,120	19,820	42,510	1,890
西山断層帯	亀岡断層(H20)	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	桤原-水尾断層(H20)	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層(R7)	7	1,000	18,410	2,110	6,100	67,420	32,310	100,720	5,030
	光明寺-金ヶ原断層(H20)	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層(R7)		7	430	2,700	630	2,960	28,710	22,010	26,820	730
上林川断層(R7)		7	430	2,990	630	2,850	27,740	23,120	29,860	540
若狭湾内断層(H20)		5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯(R7)		7	540	3,000	840	3,590	34,200	36,930	31,770	1,120
郷村断層帯(R7)		7	1,010	4,870	1,510	6,100	57,320	62,860	41,200	2,010
上町断層帯(H20)		6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯(R7)		7	990	10,030	1,600	6,200	75,200	28,660	65,830	3,610
琵琶湖西岸断層帯(H20)		6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	1,320	16,000	2,230	10,000	124,700	39,730	119,580	5,220
	宇治川断層(H20)	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯(R7)		7	420	5,710	730	2,400	32,540	16,250	42,020	1,390
埴生断層(R7)		7	330	5,800	540	2,600	36,100	13,810	55,120	650
養父断層(H20)		7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和束谷断層(H20)		6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震(H20)		6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400

2 ライフライン等の被害

京都府域の甚大な被害を及ぼす可能性のある主要な断層による地震が発生した際に想定されるライフライン等の被害

断層名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)
花折断層帯	130万人	15万人	7.2万軒	9万回線	20% (京都市)	71万戸
生駒断層帯	88万人	9.5万人	1.2万軒	1.4万回線	8.2% (山城)	16.3万戸
有馬 - 高槻断層帯	120万人	11.8万人	1.8万軒	2.5万回線	8.1% (山城)	40.2万戸
奈良盆地東縁断層帯	59.7万人	7.1万人	1万軒	1.1万回線	7.1% (山城)	14.1万戸
木津川断層帯	58.8万人	6.9万人	8千軒	8.5千回線	5.4% (山城)	2.1万戸
殿田 - 神吉 - 越畑断層	94.4万人	9.5万人	1万軒	1.8万回線	7.5% (南丹)	22.9万戸
埴生断層	60.2万人	7.2万人	3.6千軒	4.6千回線	6.5% (南丹)	2.6千戸
上林川断層	17.3万人	2.8万人	3.1千軒	3.4千回線	6.8% (中丹)	8千戸
三峠断層	14.5万人	2.2万人	3.4千軒	3.8千回線	7.6% (中丹)	6千戸
郷村断層帯	26.5万人	4.4万人	8.4千軒	1.2万回線	31.8% (丹後)	2千戸
山田断層帯	13.2万人	1.5万人	5.1千軒	7.3千回線	21.9% (丹後)	0戸

■復旧見込み

- ・ 上下水道は概ね1箇月で復旧
- ・ 上水道については、液状化被害等が大きい市町村(※)においては、発災直後の断水率が90%程度と高く、復旧までに1.5箇月から2箇月程度を要する
(※) 木津川市、井手町、笠置町、京田辺市、城陽市、久御山町、大山崎町、亀岡市、南丹市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町
- ・ 電気・通信については、概ね1週間で復旧

第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

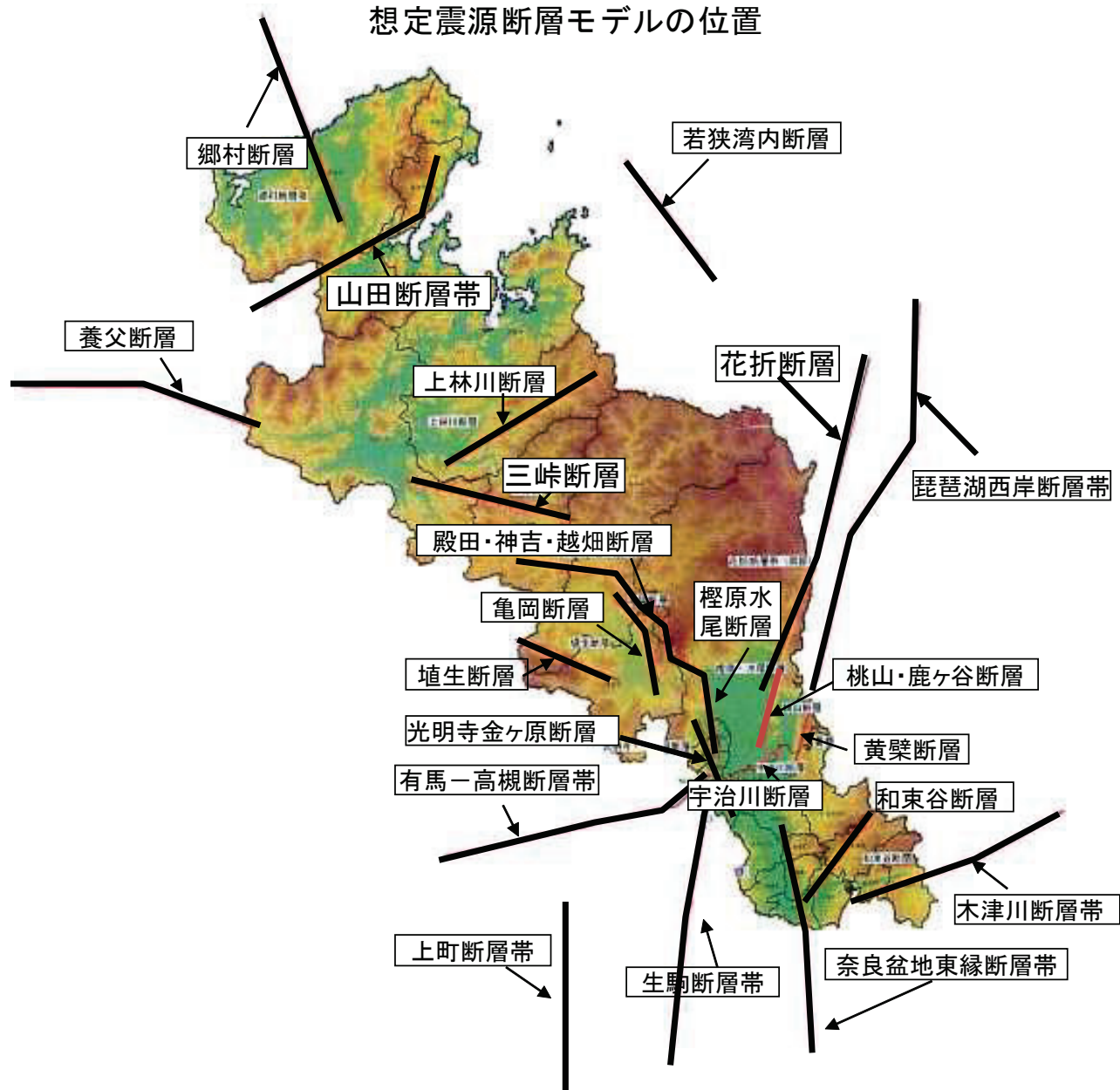
第1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省）から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。京都府では、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見等を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震（1983年）、F20、F24、F49、F52、F53及びF54を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に震度の予測等、津波浸水想定及び被害予測を行ったものである。

なお、F53（若狭湾内断層）、F54（郷村断層）は、第1節の対象震源断層に含まれているが、被害想定の根拠となる断層モデルのほか、人口や想定手法等も異なる。

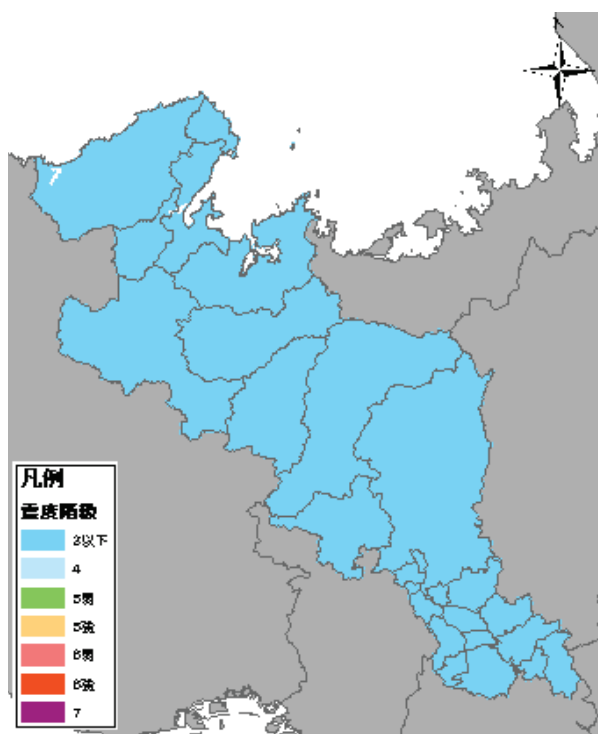
断層モデル	断層長さ (km)	地震の規模 (Mw)
日本海中部地震	40	7.7
	60	
F20	30.8	7.8
	47.2	
	52.4	
	39.2	
F24	53.7	7.9
	77.9	
F49	21.1	7.4
	36.3	
	29.9	
F52	22.5	7.3
	25.4	
	22.5	
F53（若狭湾内断層）	17.2	7.2
	11.4	
	31.3	
F54（郷村断層）	57.6	7.2

想定震源断層モデルの位置

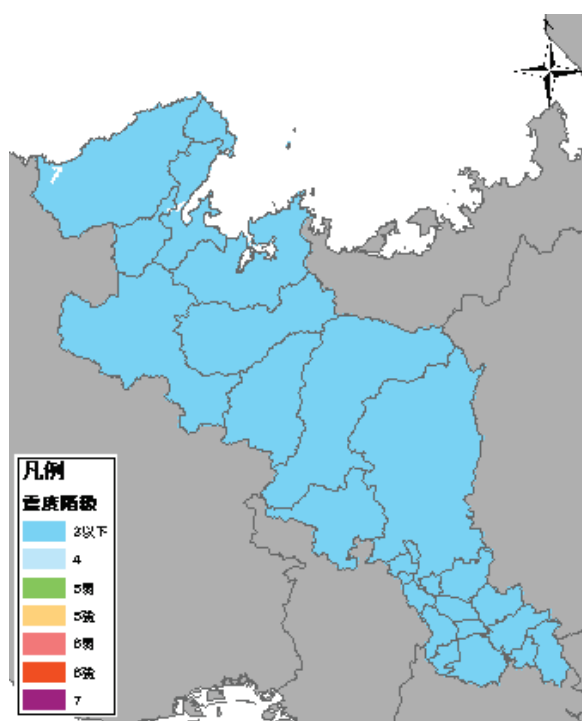


第2 震度予測

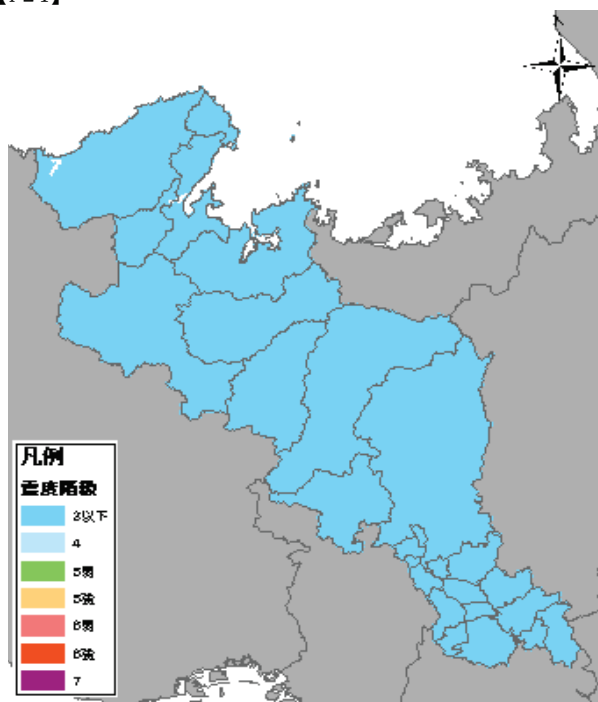
【日本海中部地震】



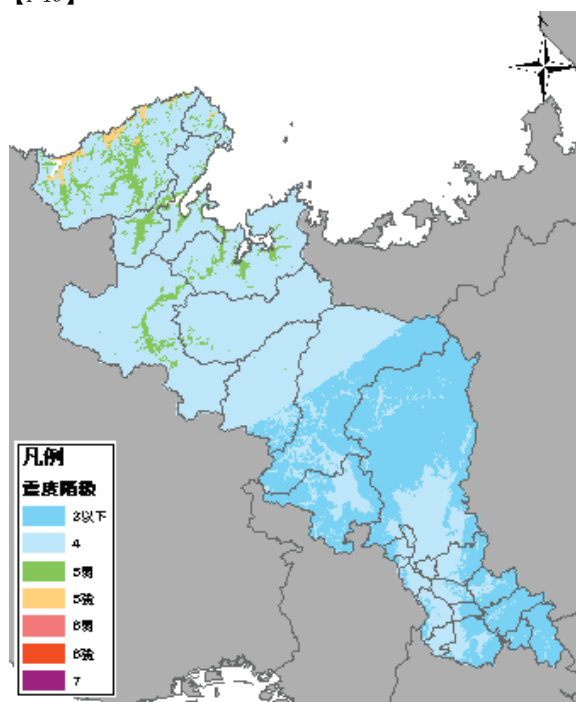
【F20】



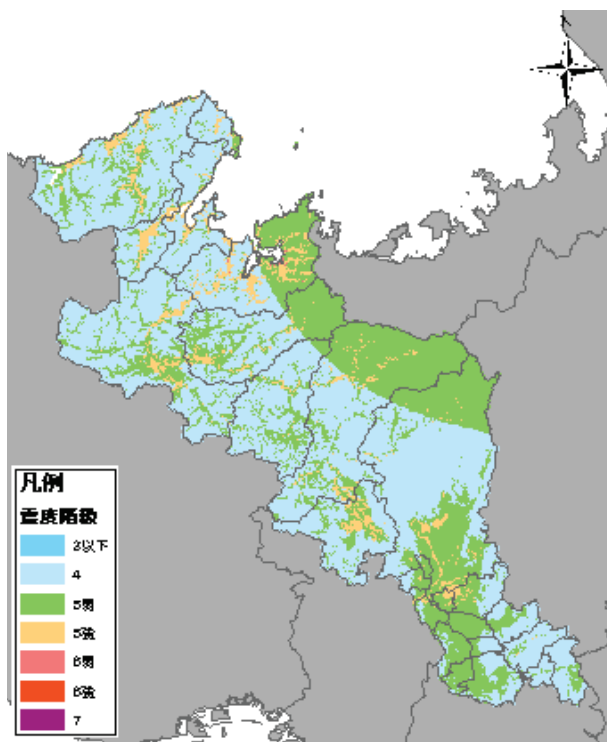
【F24】



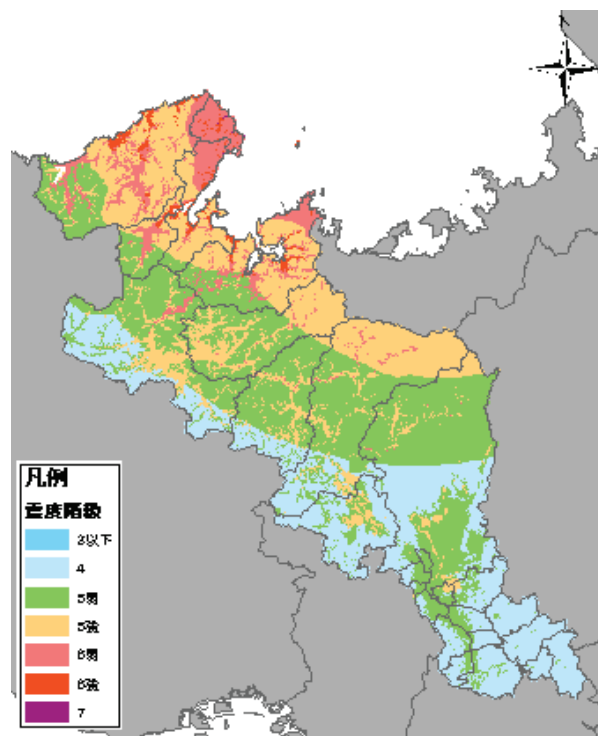
【F49】



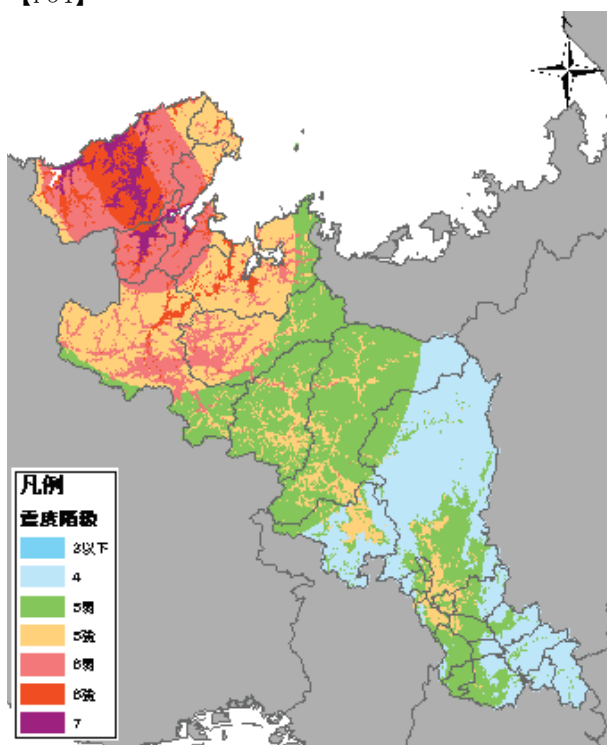
【F52】



【F53】

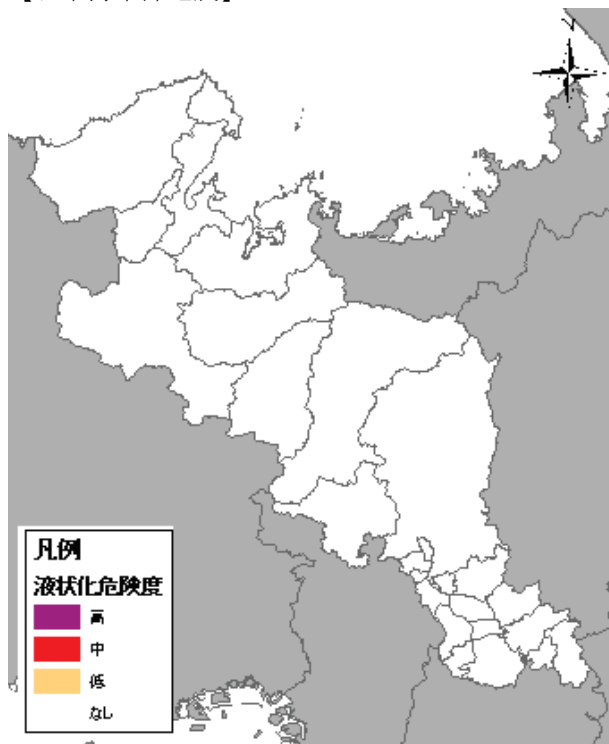


【F54】

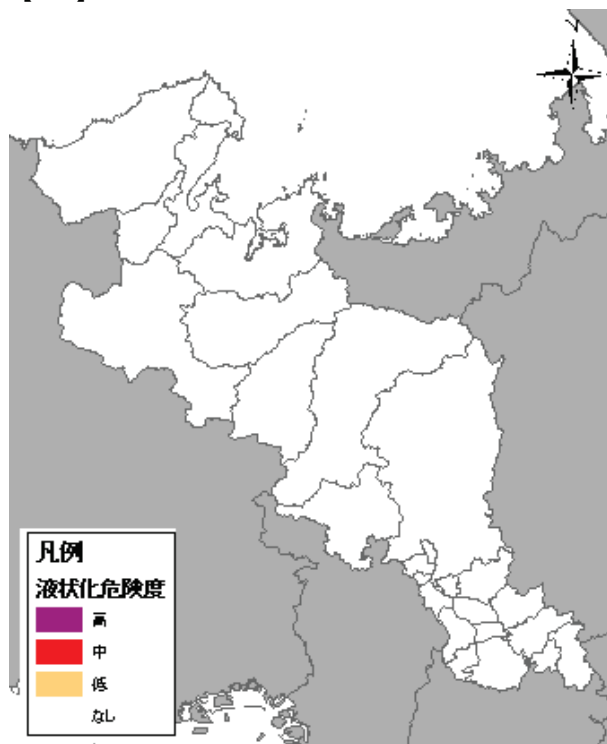


第3 液状化予測

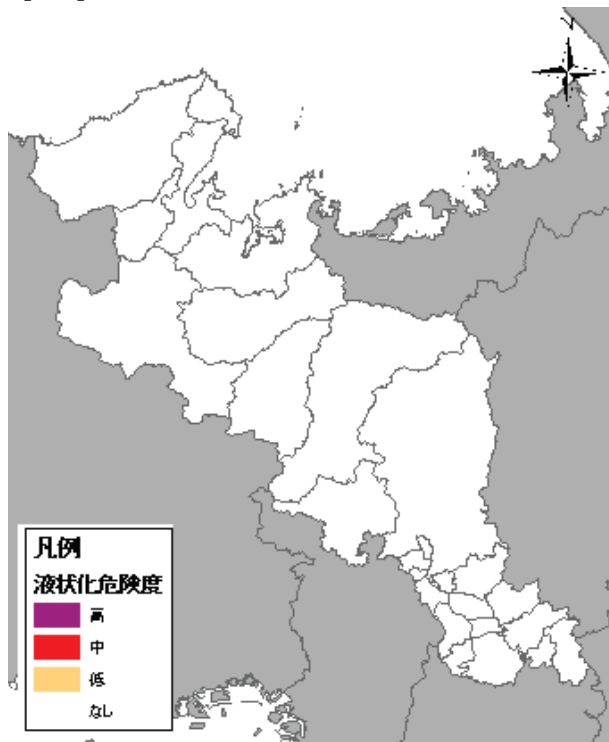
【日本海中部地震】



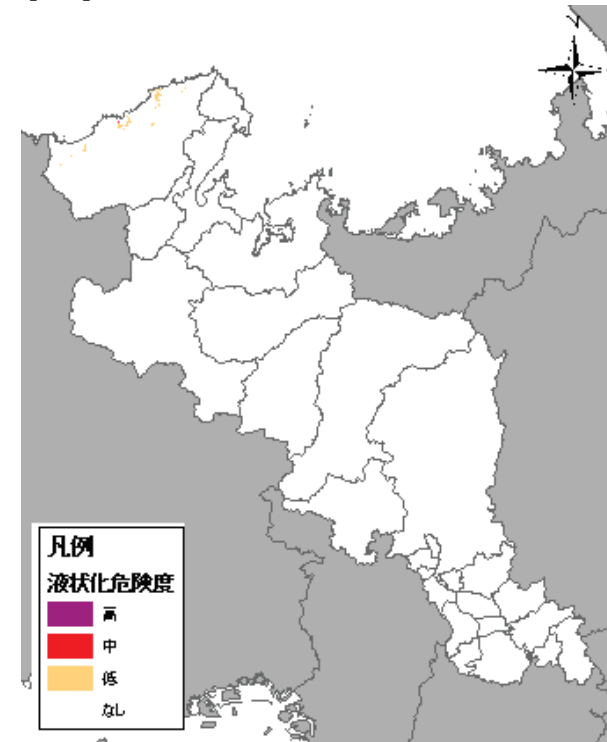
【F20】



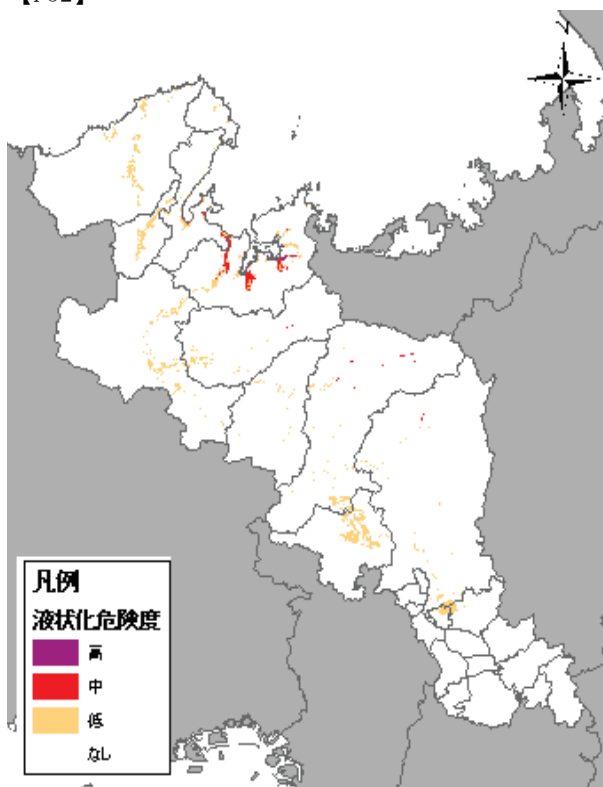
【F24】



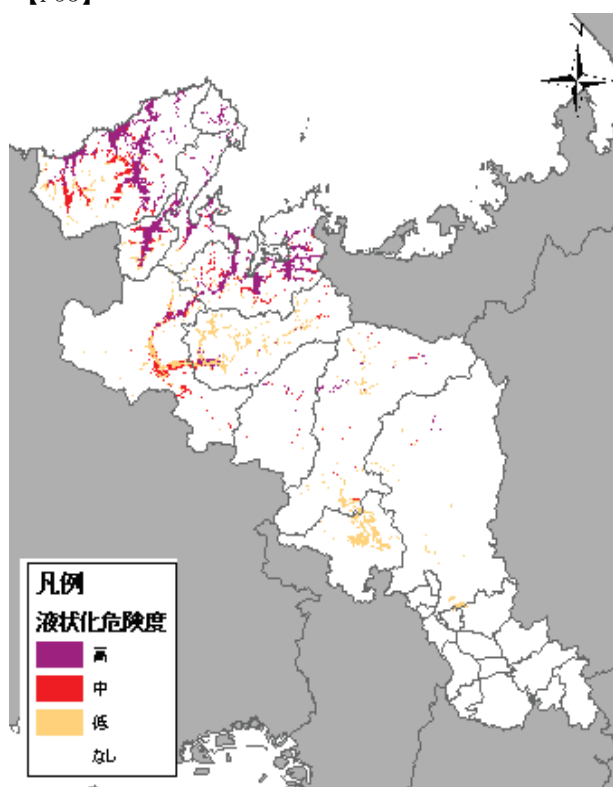
【F49】



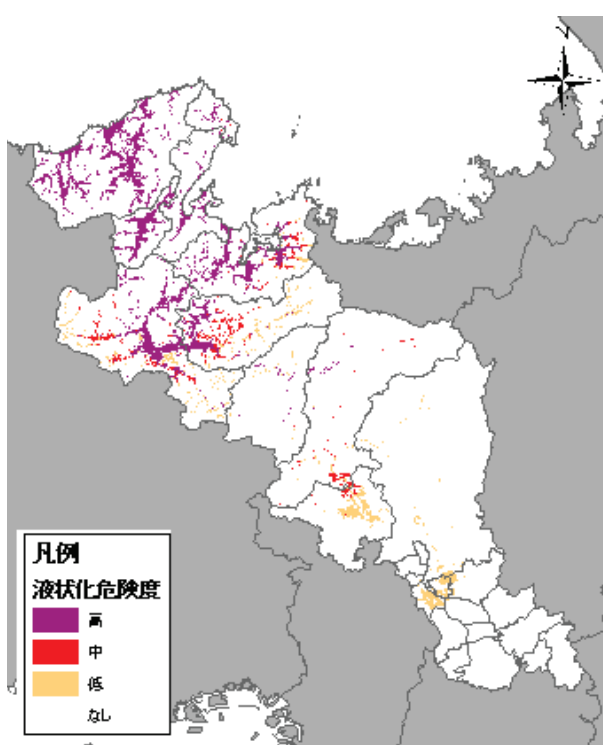
【F52】



【F53】



【F54】



第4 津波浸水想定

津波浸水想定図については「資料編2-10」、津波浸水予測時間図については「資料編2-11」に示すとおり。

各市町沿岸の最高津波水位

市町名	地点	最高津波水位 (T. P.)	陸域の標高	最高津波到達時間	断層
舞鶴市	田井地区 (崖地)	8. 8m	約11m	45分	F49
宮津市	栗田地区 (崖地)	3. 5m	約15m	49分	F49
与謝野町	浜野区野田地域 (平地)	0. 6m	約 1m	257分	F53
伊根町	本庄浜地区 (崖地)	10. 9m	約20m	32分	F49
京丹後市	丹後町袖志地区 (崖地)	8. 5m	約17m	28分	F49

※ 各市町の最高津波水位となる地点では、陸域の標高が津波水位を上回っている。

各市町の主要な地域における最高津波水位

市町名	地点	最高津波水位 (T. P.)	最高津波到達時間	断層
舞鶴市	浜	1. 3m	52分	F53
宮津市	宮津	2. 0m	92分	F53
与謝野町	野田川河口	0. 6m	261分	F53
伊根町	伊根	2. 0m	71分	F52
京丹後市	浅茂川	3. 3m	31分	F49

第5 被害予測

「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の発生により、予測される被害は、次のとおりである。

想定項目		最大震度	人的被害（人）				建物被害（棟）				
			死者数	負傷者数		要救助者数	避難者数		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
					重傷者数		短期	長期			
日本海中部地震	地震 津波	1	0	50	20	—	170	—	0	160	—
			—	—	—	—			—	—	—
			0	50	20	—			0	160	
F20	地震 津波	3	0	150	60	—	380	0	0	360	—
			—	—	—	—			—	—	—
			0	150	60	—			0	360	
F24	地震 津波	3	30	170	60	—	490	0	10	510	—
			—	—	—	—			—	—	—
			30	170	60	—			10	510	
F49	地震 津波	5 強	200	190	60	0	1, 120	160	220	960	—
			—	10	—	—			20	80	—
			200	180	60	0			200	880	
F52	地震 津波	6弱	60	430	80	0	3, 820	350	430	2, 750	0
			0	240	10	0			410	1, 890	0
			60	190	70	—			20	860	
F53 （若狭湾内断層）	地震 津波	7	1, 180	8, 270	1, 440	1, 520	58, 820	17, 160	15, 390	31, 490	10, 570
			880	7, 940	1, 320	1, 520			15, 320	30, 610	10, 570
			300	330	120	0			70	880	
F54 （郷村断層）	地震 津波	7	5, 410	18, 020	6, 490	6, 910	115, 320	49, 610	65, 410	36, 270	18, 530
			5, 400	17, 970	6, 480	6, 910			65, 400	36, 120	18, 530
			10	50	10	—			10	150	

京都府津波浸水想定における断層位置図

